

長与町議会運営委員会会議録

本日の会議 平成 2 7 年 1 0 月 1 日
招 集 場 所 長与町議会議場（第 1 委員会室）

出席委員

委員 長	饗 庭 敦 子	副委員 長	西 岡 克 之
委 員	喜々津 英 世	委 員	安 藤 克 彦
委 員	堤 理 志	委 員	河 野 龍 二

出席委員外議員

議 長	内 村 博 法	副 議 長	山 口 憲 一 郎
-----	---------	-------	-----------

欠席委員

な し

職務のため出席した者

議会事務局長	濱 口 務	議事課長	中 山 庄 治
議事係長	細 田 浩 子		

本日の委員会に付した案件

- (1) 議会基本条例の検証について
- (2) タブレットの導入について
- (3) 一般質問について
- (4) 情報公開について
- (5) その他

開 会 9時26分

散 会 15時04分

○委員長（饗庭 敦子 委員）

皆さんおはようございます。定足数に達しておりますので、本日の議会運営委員会を開会いたします。本日の委員会の予定としましては、午後3時ぐらいまで、開催する予定ですので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、まず最初に、議会基本条例の検証についてというところで、お手元に、皆さん資料を配付しておりますので、あとちょっと事務局から御説明いただきます。課長。

○議事課長（中山 庄治君）

おはようございます。お手元に資料の基本条例検証アンケート結果という、A4の横長のやつをごらんください。まず、条分を左に書いております。その次に取り組み状況、課題問題点などのパーセントです。それぞれ書いております。最後に、検証結果ということで、これはアンケートを集計した、16名の議員さんのアンケートを集計した結果、何%、このように、議員が議員各人が思っているということの数値化をしております。まず、前文につきましては、条例どおり取り組んでいるが69%、条文にあるがまだ取り組んでいない13%、無回答18%、なお、この無回答というのは、つけてなかった、忘れてたというのも多分、あるのかなと思いますので、そこら辺は含んで、考えていただければと思います。検証結果、条文どおり今後も取り組んでいく88%、条文を改正する0、その他0、無回答12ということです。それでは第1条で、次は横にずっと%読んでいきますので、よろしくお願い致します。はい、内容的には、そういう書き方をしております。全部はもう読みませんので、それで、条項の下に括弧、〇〇議員とか、書いてあるところはそれぞれの議員さんが、アンケートに、特記すべき事項を書いていたものをまとめております。そういう書き方で、これが、21条までいきます。1番最後にその他の御意見ということで、それぞれ、書かれた議員さんの分を書いております。以上です。簡単で申しわけございません。

○委員長（饗庭 敦子 委員）

はい、今、お手元に配付しましたので、ちょっと目を通していただいて、5分ぐらい目を通していただいて、その後ちょっと進め方を検討していきたいと思います。しばらく休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（饗庭 敦子 委員）

はい、それでは、委員会を再開いたします。皆さんのお手元のアンケートを見ていただいて、最後のこのその他の、意見のところ、岩永議員さんの方から、当面、見直す必要は感じていないという御意見なんですけれども、ほかの方からはそういう御意見は出ていないというところで、見直すということで進めていってよろしいでしょうか。何か皆さんの方から御意見はございますか。喜々津委員。

○委員（喜々津 英世委員）

見直しとか、現状とかいうよりも、基本的にこの条例に定めた事項で、まだその明確

に、なってない部分、あると思うんですね。だから、そこらへんを訪問どうするのかということがまず先だろうと。その、過程で、これは見直しをすべきじゃないとか、そういったものが出てくると思うんですが、前提として、見直しということでこの中身を検証してきて、それから、見直しという形になることかと思えます。

○委員長（饗庭 敦子 委員）

ほかにございませんか。はい、安藤委員。

○委員（安藤 克彦委員）

その見直してというのは条文を見直すってということなんですか、運用を見直すってことなんですか。ちょっとそこがはっきりしないんですけど。

○委員長（饗庭 敦子 委員）

基本的に検証して、条文を見直すのは、最終的に必要であればというところになるかなと思うんですね、だから検証の段階で、そのままでもその運用をどうにかすればできるということであればそのままやっていくというのが基本的かなと思っております。ただ、この岩永さんの意見としては議論を随分してきたので2年ぐらしか経過してないから、しなくてもいいんじゃないかという御意見のようだったので皆さんにちょっとお諮りしようかなと思ったところです。それでは、検証していくということで進めていきたいというふうに思います。検証していくに当たってこの条文を1文ずつしていた方がいいのか、御意見が出ている分を先にするのかそのあたりを、決めていきたいと思うんですけれども、最終的には、全体的に、これでいいのかっていう検証が必要かと思えますけれどもそのあたりはいかがでしょうか。御意見ないようであれば、一応前文からずっと進めていきたいということよろしいですか。

（「異議なし」の声あり）

はい、ではえっと前文のところはですね、各議員に見ていただいたところ、御意見がなく、条文どおり取り組んでるが69%で条文にあるがまだ取り組んでいないと思われる方もいらっしゃるんですが、具体的にどこがっていうのはちょっと今のところわからないところなんですけれども、皆さんの中でこの前文に、取り組んでないとし、書かれた方がいらっしゃったらそのあたりの御意見をいただければと思います。はい、内村委員。

○議長（内村 博法議員）

ちょっとアンケートのとり方ですね、条文どおりに取り組んでいるという項目ありますよね。これはですね、私は、条文等に取り組んでいるうちゅうのは不十分でも取り組んでるっていうのに、入れたんですよ。不十分な場合でも、100%そのね、してなくても、入れてるんですね、そういう、ただ事務局に聞いたらそういう意味で入れてくださいということで、私はそういうことでこれに入れております。だから皆さんがどういうとり方されてるか、よくわかりませんが、その一部取り組んどったら、条文どおりに取り組んでいるというのに入れたんですよ。そこのところが、されとった

はよくわかりませんが、

○委員（喜々津 英世委員）

喜々津委員。これを検証する前に、例えば全議員からこの回答があったものと思えますけれども、無回答。すべて無回答という議員があったのかどうか。そこら辺はどうか、ちょっと、

○委員長（饗庭 敦子 委員）

課長。

○議事課長（中山 庄治君）

すべて無回答は岩永議員だけでございます。以上です。

○委員長（饗庭 敦子 委員）

よろしいですか。今、岩永議員のみということ。だから岩永議員は、最後に文書がありますように、見直す必要は感じていないというのは検証も必要ないという意味で書かれてるということで、先ほどちょっとお諮りしたつもりだったんですけど、すみません。それでは、はい、はい。はい、河野委員。

○委員（河野 龍二委員）

はい、私は、どちらに答えたかちょっと記憶が定かでないんですけど、恐らくこの前文を見るとですね。やはりその姿勢として、前文は前文で尊重する、こういう立場で取り組まばいかんけども、まだまだここまで至ってない、議長が言われたようにね、そういうところだと、に回答したんじゃないかなと。だから、例えば町民に信頼される議会づくりが十分に行われてるかという、まだまだそうじゃないだろうというところで、まだ取り組んでないというふうなチェックをしたんじゃないかなと思うんです。だから、その辺の、だから条文を変えないといけないかっていうんじゃないで、この条文前文、どう思いを持ってやっぱり取り組むべきだというふうな、気持ちだと思うんですね。これはこれで、ここはもうこのままの方がいいんじゃないかなというふうに思います。

○委員長（饗庭 敦子 委員）

他にございませんか。無ければ、全文は確かに思っているところもありますので、このまま、これに沿うようにですね、していくという形でいきたいとします。

では次にその第1条のところですけども、第1条も取り組んでないと思われた方はいないということなので、そのままよろしいかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

はい。異議なしということで、第1条もそのまま。

その次の第2条は、内村委員と安藤委員から御意見がございますので、それを踏まえて、検討していきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。はい、喜々津委員。

○委員（喜々津 英世委員）

この検証結果は、その他の項に6人の方が、改正するじゃなくて、その他というふう

に、入れておられますよね。ですから、ここら辺が、例えば、この下の方に、内村議長と安藤議員が、思いを書いてくれておりますけれども、改正する必要ないけども、こういうふうにした方がどうだろうかという提案があったというふうに理解してよろしいんですかね。

○委員長（饗庭 敦子 委員）

この6パーセントということで、1人ということで御理解いただいてよろしいでしょうか。はい。はい、この中にある安藤議員の意見としては、研修会を定例会前に行うべきで、開催日を、何ですかね、定例会前とするっていうふうにしたのがいいのか、開催日を定めておいてはどうかという御意見と思うんですけども、そのあたりは皆さんいかがでしょうか。安藤委員。

○委員（安藤 克彦委員）

はい、皆さん御存じの通り、この基本条例は議員として、これから4年間、しっかりと守っていかんばいかん、守っていかんばいかんっていうかですね、取り組んでいかんばいかんという思いで、いろいろつくったと思うんですよ、やっぱり初議会前にそれをすべきじゃないか、一般質問に関してもいろいろ入ってますし、いろんな議員たるものということにいろいろ入っているんで、6月の定例会前までには開催をすべきじゃないかという思いで、ただ書いただけですので、はい。できれば、その前にしておくのが1番ベスト。当然、今回のでもいいのかもしれないけども、基本理念からも、いろいろと考えたら、すべきじゃないか、ただ、どうしても日程的に難しいっていうのもわかるんですよ。だから、そこは出来ないなら出来ないでいいんですけども、ちょっと、ベストじゃないかということで、ベターじゃないかということで、提案をさせていただきます。

○委員長（饗庭 敦子 委員）

堤委員。

○委員（堤 理志委員）

はい、今、安藤委員が言われた、その定例会前に行うべきというのが最もな意見でこれはですね。議長、委員長あてに、私たち共産党の議員団からも、申し入れをした中に1項目目に研修をするということは、記載されてるので、速やかに行ってほしいという申し入れもしてるんですよ。ここはやっぱりできれば、定例議会初当選後の定例議会前に事前にですね、そういうのはやっつく方がいいのかなというのは、同じくそう思います。

○委員長（饗庭敦子委員）

今の御意見で条文に明記した方がいいものか、そのあたりはどうお考えでしょうか。喜々津委員。

○委員（喜々津英世委員）

私は、条例改正までする必要はなかりょうと思います。基本的にやっぱりこれは基本条

例、議員活動をしていく議会活動をしていくための基本的なことをまず勉強しましょうと。というのが趣旨で、2条に謳っておるわけです。一方もう一つの方は、13条やっただろうと思うけども、議員研修の充実ということで、基本条例以外のものは、そこで取り組んでいきますよとしっかりとやけんが。そういった意味では、安藤議員の回答を寄せるとこれは、やっぱりこういうふうにした方がいいだろうと、そういうふうには思います。早めにですね。6月の定例会前にはやっぱりきちんと実施をせんばいかん。そういうふうには思います。

○委員長（饗庭敦子委員）

内村議長。

○議長（内村博法議員）

この6月定例会にですね、初日にこれを実施したんですよね。ちょっと時間的に余裕がなくて、できるだけ早いのがよかったんですけども、6月定例会の初日にこれ実施しております。で、できるだけですね、我々も早い機会に開催しようということで、いろいろ検討した結果、6月の定例会の初日にこれを実施いたしました。できれば、5月の臨時会が終わってですね、議長が選出されて、そしてその後ですね、実施した方がよかったんですけども、なにはともあれ、私もちょっと不慣れなところもありまして、バタバタして、講師も喜々津さんをお願いしてですね、やった経緯があります。したがってですね、次、今度、4年後の議長さんがどういなるかわかりませんが、やはり、そういうバタバタしないようにですね、この実施要領を講師は誰にしとくとかですね、臨時会議が終了したら、すぐ直ちにやるとか、そういった実施要領をですね、定めておく必要があるのではないかなど。いうふうに考えて、この実施要領を定めておく必要があるのではないかなどというのが私のコメントでございます。補足しますけども、そういう事情でございます。

○委員長（饗庭敦子委員）

実施されたのは6月2日なので、おっしゃるように定例会初日になりますね。その定例会前がどこまでの前かというのもですね、なかなか初議会から定例会までの間に行った方がいいものかというところで、そういう詳細を要領で定めてはどうかという御意見ですけども、皆さん、条文はもう変えなくていいという御意見を先ほどいただいたので、条文そのまま、要領を定めてはどうかというところですけどもそこはいかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしということですが、皆さんいかがでしょうか。よろしいでしょうか。では、実施要領を今後は定めていくということで、決定したいと思います。

それでは次、第3条、ここも、内村議長と安藤委員から御意見が出ているところですけども、補足説明があればお願いしたいと思います。安藤委員。

○安藤克彦委員

これは、私もその他につけたのが適切だったのか、1回1回、今、扱われてるのであれなんですけど。結局、このシステムが入ればやりやすくなるっていう、早目に公開できるとかいろいろありましたよね。ですので、おのずと今後こうなっていくのかなと思うんですけど、現状ではこうだったということで。あと、委員会の議事録公開についてはまだちょっと、議論しないといけないのかなと思います。そういったことですので、特に重要ではない。

○委員長（饗庭 敦子 委員）

はい、ではこの3条の第1項については情報公開を今後積極的に行っていく情報公開についてはまた午後からちょっと、具体的にどう進めるかっていうのは話し合っていきたいというふうに思いますので、よろしいですかね、その次の2番のところではなかなか、やはりこの政策立案というところに結びついてないというふうに考えていますしそういう御意見も出てると思うんですけども、ここの運用の仕方というので皆さんから御意見をいただければと思います。喜々津委員。

○委員（喜々津 英世委員）

基本的には、開かれた議会ということで、これをつくった大きな理由というのは、議会報告会とか住民懇談会を通じてそういう町民の意見等も踏まえながら、それをどう町政に生かしていくかと、そのための手段として、こういったものにも取り組もうというふうにしたわけです。私もちょっと書いていますけれども、議会報告会とか住民懇談会が、なかなか、これが多のような進み方はしてないというのがあって、特に住民懇談会については、町民の皆さんが10人以上集まって、申し込みをしてくれればやっても良いですよ。そういうふうに、とられがちな住民懇談会の開催要綱ですかね、そういうなっていると、そういった意味では、もう少し、議会側から積極的な出ていく姿勢を見せるべきでないかという思いで私はここに書いているわけです。そういった意味では、だから今回また10月にあるようになっていきますけれども、あの広報広聴委員会に出た議論等を聞いてみてもなかなか、そういったものが、うまくいってないという現状はですね、まだ変わってないなど、そういう思いがしております。ちょっと取り留めのない意見だったですけれども、そういう思いで、これ条文どおり、今後きちっと、取り組んでいくんだということで私は回答した。

○委員長（饗庭 敦子 委員）

取り組めてないから今後取り組むことが必要であるというのがこの56%というところでパーセンテージに出てるかと思うんですけども、そうしたときに、条文に沿って具体的に広報っていったらあれなんですけれどもそこをちょっと検討してもいいのかなと思うんですが、このあたりは若干、住民懇談会とかですね、広報広聴の分かと思いますが、政策討論会、政策提言っていうのが、どんなふうに、町民の意見からつながっていくのかなっていうところがあるかと思うんですけども、そのところは、取り組むに当たってですね、どんなふうに、検討というかどんなふうに進めていくと、条文に沿

ったですね、ことができるのかなっていうところで、御意見はございませんか。喜々津委員。

○委員（喜々津 英世委員）

この問題は、政策討論会というのが、今ありましたけれども、政策討論会とは、全く関係がないということはないんですが、政策討論会は、また後で出てきますよね。ここはあくまでも、市民の多様な意見を把握して、それを生かしていくとそういう意味では、例えば、過去の議会報告会でも、その地区で出た意見をもとに、一般質問で取り上げたりとか、そういったことは、やられておると思うんですよ。ここら辺がもっと、その、これを活性化することによって、政策提言とか政策立案ということになると、また、政策討論会とか、そういったものに今度はずっと変わっていく。そういう意味では、まず、多様な意見を把握するんだという姿勢が大事であるという、ことじゃないかなと思うんですよ。

○委員長（饗庭 敦子 委員）

はい、堤委員。

○委員（堤 理志委員）

ここで、政策立案とか政策提言に取り組むっていうふうになっているんですけども、何て言えばいいかな。先日、大津市の方に行ったときに、そこの取り組みを、この前、聞いて感じたのは、いじめで自殺というのが、大きな社会問題といいますかね、全国ニュースに乗るような大きな問題があって、これは何とかせんといかんという、その町を挙げての、議会挙げての大きな課題が出てきてるわけですよ。今後長与町で、何かそういうのが出てくればですよ、当然そういう機運が高まって政策立案が、やっていこうという、議会からも出てくると思うんです。ただ、今のところ、なかなかそう議事を挙げて、総力を挙げてっていうな課題が、ないとは言えませんが、また、そういうものがあればですね、またその都度、その時点で、そういう機運が出てくるんじゃないかなと思うんです。だから、政策立案とか政策討論会をやるために、何かないかなと探さってというのはちょっと本末転倒で、やっぱり課題なりをみんなで認識した上で、それをやっていこうやというのは、何かあれば、当然議運なりで、また、各議員なりでですね、そういう話が持ち上がってくるのかなという気がしています。結論じゃないですけども、何かそんな気がしたので発言しました。以上です。

○委員長（饗庭 敦子 委員）

他に御意見はございませんか。なかなかおっしゃるように、課題があって、それを政策立案、政策提言につなげていくことが必要であって、難しいと言えば難しいのかなという思いとそのといったような意見を把握するのに、もう少し努力をしないと何か条文に取り組んでいるってということにはなりにくいのかなというところもありますので、積極的に取り組むには、先ほど言われた住民懇談会の活性化等も含めて、取り組んでいくという形で、条文自体、多分そのままが良いと思うんですけどもそういう方向で今後、

少し積極的に進めていくという認識でよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

はい。では、次の議会運営の申し合わせ事項は常に見直しを行うことっていうところで私が書いたのは、申し合わせ事項いろんな所で申し合わせ事項というのがあるんですけども、前回視察に行った所で申し合わせ事項というものが必要なかっていうところで、ありまして、疑問があるだけで、今すぐどうのこうのということではないので、そのまま。必要な分はですね、もちろん見直しをしていくことは必要だと思っておりますのでそのままでもいいかと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしということで、次の（４）のところでは、専門性ってというのは、どこまでが専門性かを見えにくいついていうところもあり、大学との連携も検討すべきだということで、今のところ、専門的知見を活用し、討議に反映させるような事例はあんまりないかなというふうに思うんですが、必要ではあるので、このままこれで進めていきたいと思いますが具体的な何か、ところで大学との連携っていうのは出ておりますが、そのあたりはいかがでしょうか。河野委員。

○委員（河野 龍二委員）

はい。特に具体的な、課題でつというふうなところはなかったんですけども、ここは、行政視察を行ったところで大津市なんかも、大学との連携を、多数の大学と連携して、うまく活用してるって言いますかね、そういう意味では、非常に参考になったなというふうに思いますし、長与町もせっかく大学があるわけですから、やはり、これ活用すべきじゃないかなと、特にやっぱり若い人への政治参画ですね、も含めて、こういうことをしていけば、つながっていくんじゃないかなというふうに思ったんで、上げさせていただきました。ですから今後の課題として、是非。条文はこのままでも、全然かまいませんので、取り組むべき検討だというふうに思いますので、上げた次第です。以上です。

○委員長（饗庭 敦子 委員）

では、第３条は、条文はそのままが良いということと、課題があるので、今言われた大学との連携っていうのは、議運の課題としてですね、今後、話し合っていきたいというふうに思います。第４条に関して、皆さんから、御意見はございませんか。第４条のところに条文を改正するというのが、お１人議員さんから出てるんですが、具体的なところは出てないようですけども、皆さんの御意見はいかがでしょうか。第４条は議員の活動の原則の中で、自由討議を推進することで、活発な議論ができますよという、議員の活動原則の中に、入ってるかと思うんですが、ここでは具体的な実施方法を定める必要があると議長の方からの御意見も出ておりますが、そのあたりは、どうでしょうか。具体的な実施方法を・・・いかがでしょうか。はい、議長。

○議長（内村博法議員）

議員間のこの自由討議について、先程の１１条ですかね、自由討議の充実で。これと

私全く同じなんですけど考え方がですね、だから自由討議をどうやって進めるかっていうことで、実施方法をですね、定める必要があるのではないかなということ、記入いたしました。以上です。

○委員長（饗庭 敦子 委員）

はい、自由討議については11条の方で検討していきたいと思いますが、議員の活動原則として、自由討議を推進しましょうという形かとは思いますが、この議員の活動原則の私は感じてるところでやっぱり個人差があるっていうのもあるので、全体的に研修をしながら、自己研鑽もしながら進めていく、必要があるのかなというふうには思います。というところで4条も、これでよろしいでしょうかね。

（「異議なし」の声あり）

はい。はい、それでは次、5条、議長及び副議長の選出というところで、失礼しました。4条の2は、ここも個人差があるように感じると私は書いてるんですけども、議員の資質を高める、4条の2、3も、努力をしていると思うが住民からの信頼性という点では、まだと感じているということなので、自己の能力を高める研鑽というところで、全体的な研修もしますけれども、やっぱり各個人でしていただくことも必要かなというふうに、思いますので、このままで条文はよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

すいません、じゃあ第5条のところ、議長及び副議長の選出のところ、皆さんからの御意見をお願いしたいと思います。安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

条文自体私はこれでいいと思います。私も書いてるとおり、良い評価も、いただいたかなと思います。議会内で確かに、西岡議員も書いてるんですが、議会内部ではちょっと疑問のある部分もあるんですが、透明性を高めていく上で、もうやはりこう一歩前進だったのかなと。で、細かい運用の面ですよ。例えばぎりぎりになって、議会の立候補の届出みたいなのが、立候補というか、所信表明の届出の様式が、決定しましたよね、確か。で、あの後ですね、両方に出せるのかとか、議長副議長両方とも、立候補の、届出ができるのかとか、そういった細かいところがちょっとはつきりしてないのかなと思うんですよ。取り下げのタイミングですね、あと。だからそういったところはもう運用の内規、なんですかね。申し合わせか内規とか、そういったので、要領ですかね。もう少しちょっと整備をする必要があるんじゃないかなとは思いますが。以上です。

○委員長（饗庭敦子委員）

局長。

○議会事務局長（濱口務君）

実施要領がありましてですね、まず、所信表明の申出か、午前9時まで、臨時会等の招集日の午前9時までに、議会事務局長に提出すると、というようなことがここで記入してありますね。で、あと撤回についてはですね、所信表明の申出を撤回する場合は、

様式2「所信表明申出撤回書」を議長選挙及び副議長選挙を行う臨時会の開会までに議会事務局に提出を下さいというようなことは謳ってありますね、時間的なものですね。一応この実施要領がありますので、この中でまだその細部に亘ってもう少し方法を決めた方がということであれば、また皆さんでその見直しを、以上でございます。

○委員長（饗庭敦子委員）

喜々津委員。

○委員（喜々津英世委員）

饗庭議員が、選出の透明性の確保が難しいと感じる、西岡議員が、議会内部では評価は疑問を感じる。一方では、町民からは多くの高評価を耳にしたと。それぞれ、これ、議員の中にも、捉え方に問題が、千差万別だろうと思う。要は、基本的には、議長あるいは副議長に、なろうとする者が、議長になったら自分は何をするんだと、議会をこういうふうに持っていくんだと、それを表明する場ですからね、これやっぱり、この前も議員の中、4人の候補者がそれぞれやった、それは千差万別だったろうと思うんですけども、私はこれ一歩前進したろうと、で議会内部で、あればしても一緒たいと、多分西岡議員のこれが、議会内部での評価は疑問を感じるというのはどういう意味かわかりませんけれども、それ一方で、しながらも、一方ではやっぱり、多数決でいく訳ですから、やっぱり、透明感という意味では、やっぱりそれは疑問を感じるころも当然出てくるだろうと。止むを得ない、今のシステムではですね。誰のところが1番良かったけんが、どうこうという、それで割り切れんところがある訳ですから、私としてはやっぱり、議会内部での評価は疑問を感じるという意味では、西岡議員に、書かれた真意を聞いてみたいなという思いがあるんですね、いかがですか。

○委員長（饗庭敦子委員）

西岡委員。

○副委員長（西岡克之委員）

あの、喜々津委員が言われたように、当選後のビジョンを、そこで発言するということに関しては表かをいたします。ただしかし、これとよく似たものにですね、一方では議会での賛成討論反対討論があると思います。賛成討論をしたからといって、反対に向かっている方が賛成に動くというのは、この議会の中で甚だ疑問に感じます。そういうことを前提にして、私のここに書いたものになっているのかな。そういう形でございますので、喜々津委員が言われた、その当選後のビジョンを発表するということは評価をいたします。それは非常に良い事だと思います。ただそれによって、どう内容によって動くか、ということに関しては、投票行動が動くかということに関して非常に疑問に感じるという意味でここに書かしていただいたことであってですね。またそれを、本人の発信力なのかという部分も、疑問に感じるところもありますし、以上でございます。

○委員長（饗庭敦子委員）

よろしいでしょうか。議長及び副議長選出に当たっては一歩前進したというふうに私

も感じております。ただ私もここに書いてるのは、本当にその、所信表明を聞いて選ぶような、議会になるといいなという思いがここに書いております。なかなか難しいところかと思えますね。それはやっぱり関係性もございまして、そればかり行かないけれども、本当に一生懸命考えて皆さんしてくださってるし、した意味はもちろんあると思うので、今後ももちろん続けていったらいいなというふうに思っております。皆さんもこれに関しては続けていきたいと、本当に心から評価できるような形になることを、していきたいなというふうに思いますので5条はこれでよろしいでしょうか。はい、喜々津委員。

○委員（喜々津英世委員）

これを、この条文を検討する段階で、議会によっては、応援演説をしたりとか、それからその、候補者に対する質疑をしたりとか、こういったところもあったんです。まだそこまでは、一気にには行けないだろうと、そういう思いがあって、今回は、ペーパーでとにかく出す、そのペーパーは全議員に渡す。そうすることによって耳で聞いて、よりも、実際文章で見て判断をしていただくと。その判断が、それを聞いたって一緒と言われる方もおられるかもしれんけども、それは、逆に町民にそういったものが出るわけですからね、ですからそういった意味では、開かれた議会というふうになるだろうと。ゆくゆくは、議長候補者に対する質疑をすることによって、反対派がどんどんいろんな問題をやるだろうとか、そういう、逆に、開かれた議会が、嫌な議会を見せてしまうという部分も、繋がることは間違いないなという思いはあったんです。したがって、もし今後検討するとなると、そういう、賛成演説をどうするかとかですね、あるいは、そういう候補者に対する質疑、これをどうするかというのが、もし検討するとなればそういうところ出てくると思う。やり方としては、私は現状、続けていただきたいなというのがある。

○委員長（饗庭敦子委員）

西岡委員。

○副委員長（西岡克之委員）

全く書いてる通り、開かれた議会という観点からするとですね、これは、続けた方が良さだろうというような、いわゆる町民の方向向いての話ですよ。議会内部は先ほど申し上げたように、これはこれをしたからといってどうこう変わるというものではないと、うがった見方をいけばそういうふうに思いますが、しかし、町民の方に向けて考えるとすれば、少しでも一歩前進なのかなと、いう評価はいたします。以上です。

○委員長（饗庭敦子委員）

議長。

○議長（内村博法議員）

はい、先ほど安藤委員が、言いましたようにですね、議長選挙と副議長選挙ですね、やはり今のルールでは、両方できない。時間的に余裕がないんですよ。というのは、

議長選挙で落ちた人が、次の副議長に例えば、出たいという場合に、両方出せるのなら別ですけれども、今のルールでは、時間的な余裕がないんです。先ほど言いましたように9時までに出すようになってるわけですね。したがって、議長選挙と副議長は、だから少しこの時間をとってですね、見直しをちょっとしないといかんのじゃないかなと。というのは機会均等にね、誰でもこの副議長に、選挙にできるようにしとかなないと、ちょっと私もね、これちょっと疑問思ったんですよ。これは、議長に、例えば落ちた人が次の副議長に出るためには、事前に出しとかなないと、両方出しとかんとですね、それが果たして可能かどうかというのがこの条文で、実施要領でわからないんですよ。だからそういうのがありますんでね、できればその両方できるように、見直しをね、したほうがいいのではないかな。もう機会均等という意味ですね、というふうには一応考えます。

○委員長（饗庭敦子委員）

喜々津委員。

○委員（喜々津英世委員）

これは、この条文を作る時にも同じような議論があって、だいたいところが、重複立候補ができんような、条文でもう明記しとるとというのがあったんですが、それはおかしいというのがあって、ですから、基本的に、議長の立候補と、副議長の立候補両方出せば、間に合う、間に合うというか可能なんですよ。そこまで、これは一応、条文ではそこまで明記しておりませんが、明記しとらんということは両方それができるという考え方でつくったんですね。ただ、確かに議長副議長両方出すということが果たしていいのかという問題が、議論がありますけどね、内容的には、つくった当時の理由はそうです。

○議長（内村博法議員）

了解いたしました。両方できるっていうことですね、予めですね。

○委員長（饗庭敦子委員）

実施要領を読むと、両方できるというふうに理解できるような形になっていると思います。実施要領に関しましては今後、必要であればですねまた改正点も、出てきたときに、議会運営委員会の中でですね、話し合っていきたいというふうに思いますので、5条は、一歩前進という形を含めて今後も続けていくということでもよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

では次、第6条、行きたいんですけども、第6条の中で、最初の分は原則公開とするというのはもう公開してるというふうに思いますね。あとはホームページ上での公開をどうするかというのは検討すべき課題かと思えますけれども、これは、情報公開のところで今日午後から進めていきたいと思えますので、条文はこれでいいということでもよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

次の2のところ、公聴会制度及び参考人制度というところでは、条文を改正するというのがここにも、お一人多分いらっしゃると思うんですけども、これに関してはいかがでしょうか。西岡委員。

○副委員長（西岡克之委員）

（聞き取り不能）

○委員長（饗庭敦子委員）

はい、では条例は、このままいいということかと思えます。で、もう一つ、3の所は御意見がないみたいですけれども、この6条の中で、前、研修会で行ったときに、委員会からの参考人招致という形は積極的に行っているが提案者が希望する場合の方法を定めてないので、その部分を検討することと、請願者の意見陳述と参考人制度を別のものと捉え、費用弁償の額を定めてるところもあるのでそういうところを考えたどうかという懸案事項が出てるんですけどもそのあたりは、いかがでしょうか。議長。

○議長（内村博法議員）

これは前回ですね、私がこれ書いたのは、前回、喜々津委員の方ですね、説明されたときに、取り上げた問題が、指摘がありましたんで、それをそのまま記入させていただきました。

○委員長（饗庭敦子委員）

喜々津委員。

○委員（喜々津英世委員）

これは基本的には、請願人とか、いう場合には、意見を聴取するというふうにしておりますけれども、提案者が希望する場合の方法を定めてないということで、これ議会事務局と話をする段階でこういう問題が出てきたんだっだろうと思うんですよ。これについては課長の方は、内容は、熟知しとると思う。具体的な話をしてもらえば。

○委員長（饗庭敦子委員）

課長。

○議事課長（中山庄治君）

現状の会議規則、また、地方自治自治法の中では、公聴会の開催と、あと参考人の制度がなくて、そのようなときに、来ていただいたときには、条例の中の実費弁償ということで、支払いをするようになっておりますが、その場合、委員会の議決を経て、呼ぶようになります。これは議会側から求めた場合だけの話であってですね、法の関係ではですね。あと、実費弁償の条例に関してもですね。それで金額が3,000プラス交通費ということになっておまして、提案者が希望する場合というところは、ちょっと今のところ、条例上ひっかからないもので、そこらへんが問題があるとかなど。そこをこう、要綱を定めるか、他の条例、費用を出してきていただくのかそこら辺をよく、今後の検討でしょうけど、希望、提案者が希望する場合っていうのは、今の制度ではひっかかってこない、というところ。回答になりましたか。

○委員長（饗庭敦子委員）

喜々津委員。

○委員（喜々津英世委員）

例えば、希望する場合には、もう、費用弁償払わんでもいいじゃないかという意見もあるわけですね。参考人招致というのは、こっちから、来ていただくということで当然これは払わんばいかん。しかし、議会によっては、そういう、希望をする場合でも、うん。費用弁償の額を定めておるところもあるという、多分そういうことだったろうと思う。従ってそこら辺をそういうふうに変更する必要がないのかというのが、この、研修会の時、朱書きの趣旨だったろうと思うんですね。ここら辺をどうするかについては、もうちょっと、私たちも具体的に具体例を、操作をしてからせんばいかんなどという思いがしとったんですが。そのま、これが積み残したまま、しとったもんですから、敢えてこういうふうにしております。以上です。

○委員長（饗庭敦子委員）

懸案事項でありますし、御意見も出ているところで、ちょっと他のところ調べないとわからないという事情もありますので、ちょっと他の議会も調べて検討するということがよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

条文に関しては、条文にそれを謳うということではなく、要綱要領の分で謳うということでもよろしいでしょうか。はい、河野委員。

○委員（河野龍二委員）

参考までに、以前ですね、長崎市議会、県議会は、請願人、陳情人の発言の機会が与えられ時が委員会は休憩して、行うというのがあったんですね。恐らくそういう対応すると、可能になるとかなと気がすつとですよね。その、委員会分、委員会を休憩して、そういう意見を聞くということで。随分前ですね、私もその紹介議員になった時に、その時の総務委員会がそういう対応をしたことがあったんですよ。休憩ならばいいだろうということで、休憩して話を聞くと。それが、今、いいかどうかは別としてですね、そういうことも、以前あったなとちょっと今ちょっと思い出したんで。場合によっちゃ、そういうのが対応できるのかなと。今、すぐしたいというふうな、そういう方が出られたらですね。委員会を休憩中にその意見の参考を聞くと。だから議事録上には載らないかんかもしれませんが、あえてその趣旨を述べたいという人の話は委員として聞けるという、ま、ちょっとこう、どうでしょうね。条例的にはどうなのかよくわかりませんが。今の対応としてはそれが可能、そういう形をすれば可能かなというふうにちょっと思いましたんで。ちょっと調べてもらえばと思いますんで、宜しくお願いします。

○委員長（饗庭敦子委員）

それも含めてちょっと調査してからですね、検討したいというふうに思います。ここに、この参考人に意見聴取を行う際、その際の注意事項や挙手にて行う等の書面を渡す

など、配慮が必要という御意見が出てるんですが、これはどんな意味ですか。はい課長。

○議事課長（中山庄治君）

先日、小人数学級の関係の請願の方が来られました。その時には、事前に、この今使ってるマイクを直接持って行って、発言の方法等を事務局では、説明をしております。以上です。

○委員長（饗庭敦子委員）

現在、行っているという認識でよろしいのでしょうか。はい。はい。次、議会は議案に対する賛否の公開はもう、条文をつくる前からですね、進めておりましたので、このままよろしいかと思えます。次の積極的な資料公開に努め町民にわかりやすい議論行うものとする、というところで、タブレット導入も検討していくっていうのを、私は意見として出させていただいて、タブレット導入もちょっと午後から検討していきたいというふうに思えます。では、委員会議録の未公開っていうのも、情報公開と含めて、検討していく課題かなというふうに思っておりますので、ここはタブレット導入と情報公開の分で、下の資料の公開ですね。それも含めて行っていきたいと思っておりますので、条文自体をこのままでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

それでは次の6番も、ま、情報伝達手段を使って、町民に周知を求めるものというところで、この情報公開の中の手段ですから、いろんな方法を使うということかと思えますので、この情報公開のところで、進めていきますけど、条文的なんか補足するものとかありますでしょうか。なければ情報公開という形で検討していきたいというふうに思っています。では、場内の時計で、11時55分まで休憩します。場内の時計で10時55分まで休憩します。

（休憩10時44分～10時55分）

○委員長（饗庭敦子委員）

それでは委員会を再開いたします。では次、あの7条なんですけれども、ここで、条例を改正する私、条例を改正するにつけたんですが、私はやはり、つくる時もかなりここは回数でもめたんですけれども、年に2回以上とすべきではないかというところで改正の必要を書いております。で、もう一方は浦川さんなんですけど、この議会報告会が本当にいいのかというところを出されているという状況ですけれども、皆さんから御意見をいただいて、条例を改正するか条例をこのままで、進めていくかっていうところを御意見をいただきたいというふうに思っています。喜々津委員。

○委員（喜々津英世委員）

えっと、これは、多分その、年1回以上というのと、年じゃなくて年度、意味では条例改正と、いうことだったろうと思うんですね。で私は、年2回は開催すべきであると書いとうとですけども、これは条例改正は通らなくても、可能ではあるんですね。1回以上となつとるので。ただ、これをこの前言われたのは、年度内とするか、これは

年回やけんが、もうせんでもよかととか、そういうふうな何か捉えられ方をしたんじゃないかなと思っとる。ただ私は改正するとなると、その1回というのは、仮に、1番明記したいのは、年度内に2回とした方が、改正するとなればですね、そういうふうにしてほしいなという思いがあります。以上。

○委員長（饗庭敦子委員）

他いかがでしょうか。はい、堤委員。

○委員（堤理志委員）

はい、この議会基本条例を議論するときも、私も、年に2回はやっぱり要るんじゃないかという立場で発言したんですけども、その時の議会構成によって、ちょっとそれはいろいろ問題も出てくるということで、取り敢えず年に1回以上ということで書かれております。今また新たに議会の構成も変わったので、何らかの機会で、他の議員さんには、この委員会だけで当然、最終的には全議員が参加した中で決定なろうかと思うんで、少しこう、他の議員さんの意向なんかも聞いて、どうかなと思うんですけどね。以上です。

○委員長（饗庭敦子委員）

アンケートをとったので、他の議員さんは基本的にはこの条文でいいというふうに、思ってるかと、理解をしているところです。私はやはり年に2回以上、年度でいいと思うんですけども、年度でいいと思うんですけども2回以上と明記しないと、恐らく1回しかしないじゃないかという、懸念を持っておりますので、是非2回以上と、条例改正を行いたいというところがございますけれども。勿論1回以上としてると2回はできはしますけれども、なかなか、何ですかね、意識改革っていうのが非常に難しいというのと、議員報告会そのものが難しいという状況ではあるかと思うんですけども、そのあたりも含めて、年2回以上、というふうに改正を行っていきたい。と思うんですけどもいかがでしょうか。河野委員。

○委員（河野龍二委員）

はい、そういう形で、条文を改正するというふうな提案がなされればですね、私も、当初から、2回以上っていうのをですね、主張してきたんで。ただ、やはり定数が削減された以後の、このなんでしょうね、議員の体制を見ると、非常に困難性があるなど。そういう意味では全てのというか、他の議員がこういうふうに2回以上にしようというふうに提案した時に、どう受けとめるかなというふうなですね、ちょっと消極的な意見になりますけども、そこをやはりどうなんでしょう。じゃ、そうしようというふうにね、なってもらうこちら側からの働きかけと言いますか、思いが伝わるような提案をしないとなかなか困難ですね。恐らくまた、全員協議会なりに出すと議論が相当この中でされると思うんですよ。それを多数決で決めるのかどうなのかという部分もね、含めて、ここに議長もありますけど、そのね、意見もありますけども。来てないじゃないかとい

うふうなね、こういうのを出されるとなかなかそれに反論できない部分がありますよね。で、こういうのも含めて、やはりこちらからの積極的な働きかけないもんだから、こういう事態も産んでる可能性もあるわけですたいね。ですから、委員長が言われる2回以上という提案には賛同しますが、受け入れられるかどうかというところがですね。非常に疑問かなと。そこを受け入れてもらえるにはどういう、こちら側の誠意を見せるかということだと思ふんで、そこら辺はちょっと議論しとった方がいいかなというふうに思いますね。

○委員長（饗庭敦子委員）

他はいかがでしょうか。はい、西岡委員。

○委員（西岡克之委員）

情報発信の場と捉えて、回数を増やすのは別に反対する思いはないんですが、一般論として、一般論として。かねがね私は思ってたんですが。例えば、どこだったかな。どっかの自治体で、病院を持っています。町立病院、市立病院のその経営について、存続させましょう、どうしましょう。という時に非常に住民に切実な問題になってくるわけですね。そこが一つしかないとか。そういう時には議会に対して非常に住民の方が興味を抱くし、注目度が上がるんです。ただ、長与の場合は、非常に、住民の生活が安定して政治が安定して、そういうところで議会報告会をいたします、でも、一部のコアな人しか集まってこないんですよ。もう、いわゆる生産世代が少ない、退職して少し政治に関心のある方々、意識が高い方が所得の高い方、そういう方々が集まってくるわけなんですね。そもそも論を申しますと。そういう中でも、我々が、いや、回数が少ないから来ないんだ、もっと我々が改めるべきだと思うのはどうなのかなっていう部分。ただ他の田町でやってない、例えば本会議のユーチューブでの中継ですね、あれもうちはやっていますし、見てる人は見てるんですよ。それをずっと。そういう問題でもう見ているので、あえてそれ以上にもし回数を増やそうとするならばその、議長の書いとるところですね、対応策の検討が必要と、もっとただ単にこういうことがありました、こういうことがありました、じゃなくて、もっと別の内容でやるべきじゃないのかなっていう感はいいたします。こっちが回数が少ないからと、そこだけに焦点を絞って、もっと回数を増やそうというのも少し拙速なのかなっていう感はいいたします。以上です。

○委員長（饗庭敦子委員）

他に御意見はございませんか。はい、安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

はい、私も西岡委員とほぼ同様なんですけども。1回、饗庭委員長が書かれてることが年1回以上しか行わないというのは、これはあくまで改選時期の話だけだと思うんですよ。この改選時期に今度またいつするかという問題と、どんなことができるかっていう問題、があると思うんですよ。だからここで、改選、これ多分提案された時、一番最初にこの条例を全協か何か提案されてた2回だったのを、私はその時に改選時期の

問題だけは考えんばいかんということで、1回っていうふうなお話をさせていただいたんですけども、これを2回とすると本当に首絞めになるんじゃないかなとですね。この回数のため、こなすための、報告会をするという形。まだそれこそ本末転倒かなと思います。で、1回というのはあくまでも、もう多分議員総意だと思うんです。これ改選時期だけの話と考えますので、私は現行のままいいんじゃないか。それよりもやはりこうやり方の問題ですよね。参加者を増やす為にどうするか。いろんなことを議論を今までしてきましたけど、やはりまだなかなか到達してないので、まだ今の段階でこの回数を増やすっていうのは、ちょっと時期尚早ではないかなと思っております。以上です。

○委員長（饗庭敦子委員）

他に御意見はございませんか。そうですね。おっしゃるように、現状の取り組みとして、非常に議員定数が減った中で難しいという問題も、まあね、確かにあろうかと思うんですけども、議員の意識改革、回数だけの問題では本当ないと思うんです。やはり内容であろうっていうのは私も重々思うんですが、なかなかその縛りをかけないと進みにくいっていうのが現状の課題かなというのを感じておまして、1回なら1回でいいじゃないかというような考えがね、あるような気がしてなるんですけども、ま、なかなか合意が得られそうにない状況かなとも思います。回数だけの問題ではないので、中身を充実してより町民の皆さんに参加していただくということが課題かと思っておりますので、条文ができて2年ということもありますので、改正したいという思いがありますが、このままでいって中身をちょっと充実するような形で、広報広聴委員会と協力していきながら進めるということではよろしいでしょうか。喜々津委員。

○委員（喜々津英世委員）

えっと、私は多分条例改正までは、すべきだというふうにはしてなかったと思うんですが。要は、議会報告会とか住民懇談会とか、広報、議会だよりとかですね、ホームページでいろんなあらゆる媒体を使って議会情報公開していくんだという、この部分では、要するに負けないぐらい進んできておると思うんですが。要はそういう多様な町民の意見をどうやって吸い上げていくか。そういう部分では、なかなかまだいってない。今回の10月の議会報告会を見てみると、1回だけ。1日だけ開催と。しかも、中心部、その水道局です。私は、なるべく住民に近いところで、これを開かんと多様な意見というの聞けない。ところが、それと逆行して1カ所で1回だけ開催。果たしてこのままでいいのかなというのが、最近特にこう思ってるんですね。だから要は、広報広聴委員会で議論された上で、今回は決定したんですけども、あと2年間、前半の2年間はこういう形でいってしまうということになると、果たしてこのままでいいのかなという気がします。したがって、1回開催するにしても、例えば班を分けて、3カ所、4カ所、そういう形で例えば3日間、2班に分かれて3日間やれば6箇所できるわけですよ。そういう形でやっぱり同じ1回は1回けども、分けて、やっぱりもっと住民の

身近なところに入り込むという努力をですね、やっぱりしていかなとかなと。そういう意味では、条例改正はせんでも実施要領、要綱ちいうかな、こういったものはやっぱり、変えていく必要がありはしないかなと、そういう思いがしています。

○委員長（饗庭敦子委員）

はい、他にございませんか。今実施要綱をもっと充実させるという意味かと思えますけれども、実施要綱、先ほども要綱でできました。検討する課題はたくさんなってきましたけれども。そうなんて言うんですかね、勿論実施要綱も見直す必要はね、っていうかより良いものにしていく必要があるかと思えますが、なかなか難しいのかなっていうところもあります。はい。安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

この報告の実施要綱ですね。これ毎回変わりようですね。どがんなんですかね。要領と要綱があつて。例えば、要領がずっと変わりよつとですかね。本当に、いうなれば前回私、確かなんかそれに関わった時の要領で、要綱かな。で、その時に決めたことはもう全くもう今回無視された形で、進みよつとですよ。あん時に確か、やるときに決めてやった後に反省を含めて今後こうしていかなばいかな、検討事項とか入れとったけど全く今回の今の委員会でされとつとは、無視した形というか。例えば、もうちょっと小さな施設で、議員をたくさん分散させて膝を突き合わせた会にすべきというふうな形で出しとつたのに、また逆行した形に今回なつとつたけんですね。そののところも決め方もその場その場の開催で決められよつとですかね。決めていっていい形なのか。そこちょっと確認だけさせてください。

○委員長（饗庭敦子委員）

局長。

○議会事務局長（濱口務君）

私もちょうどそのときに委員会に出ておつたんですね。昨年決めたことは、中心地は1カ所肯定すると。そして、他の4地区を交互に回るということで、前回、開催する時には、今後そういうことはいこうということで、委員長もそういう案を出されました。その時にですね、そういうふうに決まっております。それが、皆さんの意見の中で、2カ所しても、去年も集まらなかったと。だから、同じような人が、2カ所しても結構来るから、その時に出了意見ですね、もう1カ所で、いいんじゃないかということで、皆さんの総意で、そこが、前回の2カ所でするっていうのが変わった理由でございます。

○委員長（饗庭敦子委員）

はい、よろしいでしょうか。なかなかですね、メンバーが変わると考えも変わるというところもあるのかなっていうのが実際なところなんですけど、議会体としてですね、どうしていかつていうのはですね、皆さんで、共有できればなというふうに思います。それも含めて実施要領、要綱、ちょっと言葉がどつちか分かりませんが、それを検討していくことが必要かなっていうふうに思いますが、条文はこのままでいくというこ

とでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは次の2のところ、議会は町民等から要請があったとき、意見交換の場として住民懇談会を開催することができ、この条文改正をするっていうのが18.75というところですけども。この分は、私も多分上げたのかなとちょっと思うんですが、町民の要請があった時ではなくても議会からもできますよというふうな条文に変えてはどうかということで提案をしたと思いますが、皆さんの御意見を伺いたいと思います。河野委員。

○委員（河野龍二委員）

はい、私も委員長が今、述べましたように、町民等からの要請があったときは、住民の皆さんからの要請に答えてやるというところだけにとどまっているということですね。議会がからもできるような、だから、この条文だけ削除すれば意見交換の場として住民懇談会を開催することができるというふうにしてしまえば、どちら側からも、できるんじゃないかなというふうに思ってますんで、そのように改正したらどうかというふうに書いております。

○委員長（饗庭敦子委員）

今、河野委員の方からここにも書いてありますけれども、町民等から要請があったときは、もう削除してはどうかという御意見ですけども皆さんいかがでしょうか。山口副議長。

○副議長（山口憲一郎議員）

なかなかの住民等っていう、なかなか今、来ないですよ。そういった面からすると、議会からも攻撃ちという言葉的には合わんかもわかりませんが、そういった方法としてはいいんじゃないんですか。

○委員長（饗庭敦子委員）

はい、他にございませんか。はい、西岡委員。

○委員（西岡克之委員）

これ喜々津議員が確か取材をしてつくられてるんですけども、私なりに解釈すれば、議会報告会が、こちらから住民の方に向かって発信をする場で、住民から議会に来るときがないじゃないかと。いう部分でここをつくられたんじゃないかなっていう感もするんですよ。そういう部分で、受け入れるっていう形の、条文なのかなというふうに理解するんですけども。別に町民等から要請があったときは外して構わんとですけども、そこら辺はどうなのかなと思ってですね。ちょっと、喜々津委委員に政策責任者なのでお尋ねしたいと思います。

○委員長（饗庭敦子委員）

喜々津委員。

○委員（喜々津英世委員）

まさにその双方向で、やっぱり、その意見交換の場を設けるという意味。ところが、住民懇談会の実施要綱そのものが、我々が検討途中で、議会運営委員会から、それはもう、議会運営委員会の範疇だから、とられてしまったんですね。それで、結局その小委員会でやりよったのが、意見も何も言われんようになって、議運で決まった。ところが、いざ蓋を開けて、説明を聞き段階で、これは趣旨が違うぞと思ったけども、いろいろ私達も都合があって、自分達が今検討しとるものを、やっぱり皆さんに理解をして頂く。波風を立てるようなことはあまり好ましくないっていう、ちょっと姑息な考えもあってですね、それがすんなり賛成をしてしまった。しかしやっぱり考えてみると、やっぱり懸念しとったとおり、住民側からのそういう議会に対する申し入れというのは何もない。1回だけ。そういう状況ですので、やはり、この機会に、少し条例も、あるいは、実施要綱も、改正する必要はないかなという思いで私も書いております。内容的なそういう内容ですね。

○委員長（饗庭敦子委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

はい、今、西岡副委員長がおっしゃったように確かに、確かに私も記憶では、そういう経緯があったのは事実なんですね。議会からの、議会から住民に対するものが報告会で、住民からの分が懇談会ということだったんですが、それはそれなんですが、もう少しこう内容精査してみると、議会報告会というのは、比較的定例会なんかの議会の状況を、我々で議会で議決したということで議決責任、説明責任を果たすためのものだというのがあったんですね。この懇談会というのも、もう一つ、ちょっと要素が違うのが、その議会の報告に必ずしもそれにこだわらないというものがあって。例えば一つの、例えば、例を挙げれば、学童の問題とか、そういう個別の課題での懇談ができるというのが非常に特徴的なんで、逆にそっちの方を活かしてですよ。むしろこっちの方が住民、関係する住民にとっては関心が高いかもしれないんで、若干こう要綱なんかをもう少し整理して、個別の課題で懇談ができる、それは別に、住民からもOKだし、議会からもアプローチするのはOKというような、何かそういうふうな、若干の変更というのが、検討ができるんじゃないかなというふうに思います。以上です。

○委員長（饗庭敦子委員）

局長。

○議会事務局長（濱口務君）

あくまでもこの懇談会はですね、その団体、グループというのが前提になっておりますので、そのところは議会報告会と若干違ってくるということになるろうかと思えます。

○委員長（饗庭敦子委員）

はい。皆さんの意見からいくと、町民等からの要請があったときはというのはもう削除して、議会は意見交換会の場として住民懇談会を開催することができる、というふう

に改正をしたいと思います。それに伴って、要綱は検討しないといけないので、要綱は議会運営委員会であるということです。要綱は訂正をしていくということできたいと思いますが、いかがでしょうか。喜々津委員。

○委員（喜々津英世委員）

その条例改正は、私は構わんと思います。ただ、住民懇談会実施要綱、これも変えんと要するに駄目になるので、これはどっち、議運で取り組んだ方がいいのか。広報広聴の方にある程度、要するに条例改正に伴う懇談会の実施要項については、広報広聴常任委員会の方に投げかけるようにした方がいいのか。ここら辺は議論をする必要がある。事務局としてはどういうふうを考えるか。

○委員長（饗庭敦子委員）

課長。

○議事課長（中山庄治君）

すいません、えっと、そういう議論をする前にですね、事務局の方で、実は実施要綱の中に、議会広報調査特別委員会という文言が入っておりましたので、昨日住民懇談会の要請がある団体からあっております。それを受けてですね、この実施要綱を適用しながら、住民懇談会を受け入れをしなくちゃならないので、広報広聴常任委員会の中でですね、この議会広報調査特別委員会という文言を、議会広報広聴常任委員会という文言に変更させていただいた経緯があつて、議運の方にご相談すべきであったかと思うとですけど、そういうことがございましたので、その部分だけは、今回変更を広聴常任会にお願いしてしております。以上です。

○委員長（饗庭敦子委員）

喜々津委員。

○委員（喜々津英世委員）

そこだけの問題しか、じゃなかったんですか。要するに、委員の方からは見直し云々というのは全く出なかった。

○委員長（饗庭敦子委員）

局長、ごめんなさい、課長。

○議事課長（中山庄治君）

それ以外の意見は出ておりません。以上です。

○委員長（饗庭敦子委員）

どうでしょうか。この住民懇談会実施要綱は、どこで見直しをいたしましょうか。皆さんの御意見をいかがですか。堤委員。

○委員（堤理志委員）

あの、なんと云いますかね。議会の自律権に関わる条例の改正なので、一応まずは全議員でこういう条例改正をやるっていう段取りを踏まんといかんのじゃないのかなと思うんですよね。それが終わって、それが良となったらもうあとは、要綱の改正はこの広

報広聴の委員会の話なるのかなと。これちょっとよくわかりませんがね。そういう段取りになるのかなって気がします。

○委員長（饗庭敦子委員）

他にございませんか。なければ、条文改正は行おう。で、実施要綱は広報広聴常任委員会に、していただく、という形でよろしいですか。はい。じゃ、それで進めていきたいというふうに思います。では次の8条ですが、8条に関しては現時点では条文を改正するという御意見ではなく、今後検討していくべきだということと、一般質問の通告のあり方を、徹底するというので、条文はこのままでいいかと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

それではその内容的なところは、一般質問についてもまた、検討課題に上げておりますので、進めていきたいとします。そちらの方で。次の本会議に対し出席した町長等は議員、反問権でしたっけね、反問権ですね、反問権に関しては、いろんな御意見をいただいておりますが、いかがでしょうか。はい、喜々津委員。

○委員（喜々津英世委員）

えっと、この1番下に私の思いがあるんですが、執行側の反論権について、研究をすべきであろうと。いう書いてみたんですが。まだ時期尚早かなという気もしますけれども、例えば執行側も、これ誰かな、金子議員か。反問権に対する遠慮があつとじゃないとか。そういうもの書いてありますけれども。もう少しこうやっぱり傍聴者、そういったものにも分かりやすくするためには、反問権を交渉してもらいたいなという。おんなじことをずっとこれやりとり、これが、またいいのかという問題もあるしね。もう少しやっぱり、この丁々発止と、そういう議論ができるような、するためには、一定の反問にとどまらず、反論も認めてもいいのかなという気もするんですが。これについては多分いろんな議論があるということは思いますけれども。しかしそう言いながらも、当面はやっぱり反問権というものについてもう少し執行側も、遠慮せずこうしてもらってもいいんじゃないかな。そういう思いでこういうふうに書きました。

○委員長（饗庭敦子委員）

はい、議長。

○議長（内村博法議員）

唯一ですね、これまで反問を受けたのは、私1人なんですよね。私図書館の件ですね、当時の鈴木副町長から、反問を受けましてですね。唯一私だけがこれまで受けました。その時にですね、少し疑問に思ったのが、やはり執行部側がですね、例えば反問権を実施しますと、手を挙げてきちっとすべきだったんですけどもね、そのところがちょっと曖昧だったんですね。従ってそのところは、執行部側にですね、反問権実施する時のその要領というんですかね、これをきちっと知らせておかないといかんなど。こう、反省しているところです。その他あたりは事務局はどのように伝えていたんですか

ね、これまで、執行部側に。

○委員長（饗庭敦子委員）

課長。

○議事課長（中山庄治君）

具体的に書面でどうのこうのということは全くなくて、ただ、基本条例によりまして、反問権がありますと。反問といってもらって、質問事項と、わからないところがあれば、再確認をしてくださいということは、課長会議等では言っております。で、付け加えてどんどん、反問権がありますので、確認をしてくださいと、いうことでは言っておりますが、今のところ余りないというのが状況です。以上です。

○委員長（饗庭敦子委員）

局長。

○議会議務局長（濱口務君）

この反問権についてですね、役場の方としては、これはその質問した内容の確認ということになっておりますので、反問という名称になっておるんですが、内容を確認するだけだから、今のところそんなに行政の方から施行機関の方からはですね、出てないと。出しても、今言われたみんなが言っているとかいう言われた時に、どういうみんなという根拠の数字ですかとか、そこら辺しか今のところその確認しかできないというのが若干出てない根拠だと思うんですよ。ですから、喜々津委員が言われるように反論ということになってくると、また全く違うことになってきますんで、そういうことになるとかなり出る可能性はあると思います。以上です。

○委員長（饗庭敦子委員）

喜々津委員。

○委員（喜々津英世委員）

この第3回の定例会で総務文教常任委員会では、堤委員の質問に対して、まさに反論だろうと思う。これはちょっと、結審の時に委員会審査が終わるに当たって、こういう事例があったと。まさに傍聴者がおられたけども、傍聴者の方もあまりにもあの答弁はちょっと問題があったということ、傍聴をしたのあれに、多分広報公聴委員会では、あれが出ると思うんですが。ですから、逆にああいう反論を聞いて、また反論したくなるというのは、そういうことになってくると議論は丁々発止となるのかなという思いもしたんですね。ただやっぱり、現状では、その反問と。質問された内容について、理解を深めるために、反問というのを認めるという格好にしたんですが、もう進んだところはやっぱり、進んだというか、執行側と二代表制の意味を理解して、どんどん丁々発止の議論をやっていくんだというところは、そういうところも取り組んでるところも聞いております。ただ、今まだ現状、長与町ではちょっと無理なのかなという気がします。

○委員長（饗庭敦子委員）

反問権は、やはりなるべく行使していただきたい。私も喜々津委員がおっしゃるように、そもそも反問権というのは反論権に近いのがそうではないかと思っております。今やっぱり進んでる議会では、反問で確認するのは反問ではないというふうに言われておりますので、そこまで至らないにしても、同じことをこう何度も聞くような時にはですね、確認をしていただければというところで、この条文も、このままでいきたいと思えます。その中で一つ、この安部委員の質問があるんですけど。質問じゃなかった、ごめんなさい、御意見があるんですが、ちょっとここもあまり意味がわからないんですけども、一応意見として俎上に上がった以上はですね、ちょっと皆さんの御意見もあればと思って伺いたいと思えます。堤委員。

○委員（堤理志委員）

はい、安倍さんがここで書かれてることはですよ、多分、議員必携に、質疑と質問では区分けして書かれてあるんですよ。議員必携にあるような質疑と質問の意味で、この条例では書かれてあるんですが、多分安部委員がちょっと勘違いされて、個人的な解釈で書かれてるんじゃないかなと思うので。そこはもし、そういう疑問を持たれてるんだったらそういう、きちっとした経費を御説明すれば、御本人も御理解されるんじゃないかなと思うんですが。

○委員長（饗庭敦子委員）

はい、解釈の間違いということで、で、条文はこのままでいいということによろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

はい。それでは、9条の方に移りたいと思えます。9条は、論点情報の形成というところですけども、ここのは、皆さんの御意見はありませんでしょうか。河野委員。

○委員（河野龍二委員）

はい、条文の改正は必要はないと思うんですが、条文として掲げてる状態の中です、やっぱりこの、私書いてるんですが、活用方法といいますかね、どうやってこれをこの条文を生かすかという意味では、後から出てくる、自由討議のところもそうですが、なかなかうまくですね、活用できてないというところで、やっぱり、ちょっと私自身も、こういうところ出てる中身をどう理解して活用しようかなと思うと、ちょっと悩んでしまうところがあるんですね。だから、もっとなんかこうどっかでやっぱり取り組んでみないといけないですね。そういうので、ちょっと経験を積んでいくことが大事かなと。それによってどういうふうにしていけばいいかっていうのがですね。でてくるのかなというふうに思うんで、研究が必要かなというふうに思うんですね。今のところそう思うわけですね。はい。

○委員長（饗庭敦子委員）

喜々津委員。

○委員（喜々津英世委員）

私も条文的には一応これでいいと思うんです。今回、堤委員とも、堤委員じゃなかった、河野常任委員会委員長ともお話をして、議員必携で、決算の附属資料、審議資料でこういったものを昇給しなさいというものが議員必携に載っとるので、こういったものを出してみましようかということで、多分議長名で、出たと思う。その中には、既にもう資料として、主要な施策の成果に関する報告書か、こういったものに載ったものもありましたけれども、やっぱりあの、そういったものについて議会としては、この基本条例に基づいて、これを、請求しますよということはですね、どんどんどんやっぱり執行側に求めていく必要があるだろうと、そういうふうに思います。ただ、中身についてやっぱりもう少し私たちも、内部で議論して、具体的にこう、資料要求をせんばいかん。ただ、前、山口前議長の時代にそういう要請をして、今までに無いいろんな資料が、提供されてきたのはですね、一歩前進だと思いますので、引き続きやっぱり執行側と打ち合わせをしながらやっぱりやっていく必要がありはしないかなと、そういう思いがあります。

○委員長（饗庭敦子委員）

この条例に関しまして、今、御説明があったように、今回、私達もその定例会中ではですね、委員会にだいたい提出していただいたので、議論しやすかったかなっていうふうに思っておりますので、必要な分をですねもっと、これからも整えて要請をしていきながらするということでもよろしいでしょうか。条文的にはこのままでよろしいかと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

2番も、その予算案、決算案の審議に当たって、同じことなので、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

では第10条に行きたいと思います。執行機関の監視及び評価というところで、御意見としては至ってないのではないかという御意見が一つと、この条文で取り組んでないというのが31%あるので、御意見がない分でも、まだちょっと取り組んでないという状況があるかと思いますが、何か御意見はございますか。では、条文はこのままでよろしいですかね。はい、次の、2番は、町長に必要な資料を、協力を求めることが出来る、これも実際に取り組んでないという部分もありますが、今行ってるという分もあるかと思えます。次は、議長が町長が本会議、委員会において答弁した内容の経過について文書により報告を求めることができる。これはおそらく、今のところされてないんじゃないかと思えますけれども取り組んでいると認識されておられる方もいらっしゃるかと思いますが、このあたりについての御意見はありませんか。議長。

○議長（内村博法議員）

これ私、取り組んでないということですね、多分掲げていたと思うんですけども、どういった場合に、町長等にですね、文書により報告を求めるかどうかですね、こういっ

たものが、この文章では、かなり抽象的なんですよね。私は条例は変えるつもりはありませんけれども、やはり、この条例で規定してるからには、どういう場合に、誰がどのように報告を求めてね、議長がそれを町長にしていくのかっていう、具体的な要綱がないと、ちょっとこの、文言だけが、あまりにも抽象的過ぎてですね、ちょっと実務的でないんじゃないかなと。したがってやはり、実施要領なりですね、それを定めるべきじゃないかなと、あるいは手続きでもいいんですけど。手続きを定める必要があるんじゃないかという風に思います。

○委員長（饗庭敦子委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

はい、まだこれは実現できてない条項だと思うんですけど、この間、議員研修をして、大学の講師の先生が、いわゆる文書による質問というのをちょっと言われてましたね一般質問以外の。こういうのが活用できるんじゃないからなって。結局町長が、検討しますと、いうふうに一般質問で答えたと、それがやはりどうなってくるかっていう、どうなっていくかっていうのをやっぱり文書で、問いただすと言いますかね、それに基づいて報告を求めるといえることができるという意味では、これ非常に、せっかくある条文なんで、活用が可能かなと、本当に今思っ、改めてですね、思うんで、だから、そういう意味ではちょっとこう議長が言われた、どこをどう指すのかっていうふうな部分っていうの幅が広がるかもしれませんが、使い方によっては非常に、議員の成果といいますかね、議会の成果がですね、そこではっきり表れてくる部分でもあるし、今後の議会の取り組みにも活用できる、非常に活用できる条文かなというふうにちょっと思いますね。ですから、本当、生かしていくべきかなというふうに思います。

○委員長（饗庭敦子委員）

局長。

○議会事務局長（濱口務君）

この件につきましてはですね、数年前、5年以上前、もっと前かな、一般質問にしましてですね、検討しますとか、研究しますとか、近隣町村の動向を見てとか、そういうものをですね、各課長は、報告しなさいと、文章で、町長の方に、それはありました。それが今なくなりましたんで、それは結局、私も職員の答弁を見てますと、全く前回と一緒のような答弁をしてるなど、検討しますと、もう何を検討したんですかと、ですから、そこら辺は町長に、議長名でですね、どういうことを検討したけど、これはできません、できなくなったとか、また、そのまま、もうしばらく検討が必要ですよとかいう書類は、今まで作っておりましたので、出してくれということであれば、出せるんじゃないかなと思っております。

○委員長（饗庭敦子委員）

喜々津委員。

○委員（喜々津英世委員）

この条文を作った理由が今まさに、検討します、これについてその後どうなった、検討しますは何もしないということだというのが大体こう定説になっとるようですけども、これを回避するために、したんです。したがって、これはですね、各常任委員会も踏まえて、そういう、本会議・委員会で、そういう出たことについて、例えば常任委員会で出たならば、河野議員、私がきちっとそれを事務局と、会議録を見ながら、それを、この内容について、回答求めるという部分を議長に報告をする、そして議長からそれを出してもらおうと、それは議会側が、正直言ってまだ、基本条例を読みこなして、手続きを怠っていたということはもう間違いのないわけですから、そういった意味では、事務局も、そこら辺の、検討しますとか、他自治体の状況を見てとか、そういった答弁があった時には、チェックをしとってもらおう。そういう意味での協力はですね、事務局にもしてもらいたい。ぜひこれは生かして、充実をさせていかんばいかんと思っております。以上です。

○委員長（饗庭敦子委員）

議長。

○議長（内村博法議員）

確かに、検討しますというのは、ほとんど多いんですよ。一般質問でもそうですし、だから数が、結構大きな数になると思うんですよ。定例会でも。それをどのように仕分けして、町長に回答を求めるかというのがですね、このあたりはやっぱり整備していく必要があるのではないかなと、思います。もうほとんどが検討しますという回答なんですよね、だから、そのあたりはぜひ、整備してですね、手続きをですね、きちっと整えておいてほしいなと思います。

○委員長（饗庭敦子委員）

手続きを整えるというのはその委員会の委員長が議長に報告するとかいうところでもろしいんですかね。議長。

○議長（内村博法議員）

これもですね、これも含めて考えていただきたい思います。というのも、本会議で出る、一般質問があるわけですね、一般質問があるわけですね。だからそういったこともですね、ケースも含めてどうなのかっていうのを事務局で検討してほしい、いただきたい。

○委員長（饗庭敦子委員）

局長。

○議会事務局長（濱口務君）

従来からやっておったというのはですね、結局、検討します、町長、課長あたりが答弁したことを町長に報告するための書類を、自分たちがそういうふうに発言したことについては町長に上げなさいと、町長はそれを知っとかなくちゃいけないと、いうことで

上げさしておりましたので、その書類を議長あてにいただければ、いいんじゃないかなと思うんですよね。ですからまずは町長が見て、ここおかしいんじゃないの、何もあなたしてないんじゃないのとかいう話になるでしょうから、うちの方で、すべてチェックして、この分はどうになりましたどうになりましたじゃなくて、それは、担当課長が局長、部長が答弁して、検討しますとかいう結論を、どうしたかということを経験してくれということで、議長名で町長に出せば、その回答が来るんじゃないかと、こう思っておりますけど、そこら辺をするかしないかということを決めていただければ、いいんじゃないかなと思うんですが。

○委員長（饗庭敦子委員）

喜々津委員。

○委員（喜々津英世委員）

今のは多分一般質問の件だろうと思います。一般質問の場合、質問をした議員が議長に対して申し出をするという手続を本当は踏まんばいかん、と思うんですよね。ですから、執行側内部で、そういう、検討すると言った事項について町長に報告しなさいというのは、執行側内部の問題であって、それを議会に、もらうと、いうことは構わんと思うけども、あくまでも議員と、議員が執行側に、議長を通じて、申し出をする、という手続きはやっぱり踏まん、いかんのかなという気がします。

○委員長（饗庭敦子委員）

課長。

○議事課長（中山庄治君）

確認です。今の手続は、例えば一般質問については個人で議長に、質疑の場合、本会議場と委員会での場合は、委員長が議長に出してという手続に、ということで理解してよろしいのでしょうか。

○委員長（饗庭敦子委員）

喜々津委員。

○委員（喜々津英世委員）

一般質問と議案審議、審査、これはやっぱり分けて考えるべきだと思います。

○委員長（饗庭敦子委員）

それでは、今後、やっぱり経過と結果っていうのは、必要になってくるかと思いますが、一般質問は、個人から、議長に、本会議で行われた質問等、または委員会で審議した内容等に含めましては、委員長が議長に、という形で、それを受けた議長が、町長側に請求、するということでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

はい。ではそういうことで進めていくということで条文はこのまま続行するということで決定したいと思います。それでは、場内の時計で13時15分まで休憩します。

（休憩12時03分～13時11分）

○委員長（饗庭敦子委員）

それでは、委員会を再開します。では11条の自由討議のところから進めたいと思います。自由討議についてはなかなか実施はされてないかと思うんですが取り組んでいると認識されてる方もいらっしゃるようございませうが、これはまあ、進めていく、進め方にはいろいろあるかと思いますが、条文としてはこのままでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

続きまして政策討論会なんですけれども、これも、今の所実施してないと思うんですが、ここに、安部委員の何か意見はございませうが、共通認識あっても政策立案や実現まで到達していないという御意見と、全体的に政策討論会っていうものはしてないというふうに認識しておりますので、今後は取り組んでいくということで条文はこのままでよろしいでしょうか。はい、西岡委員。

○副委員長（西岡克之委員）

戻って悪いんですけど、11条のところの、内村議長の書いてる、具体的な実施方法を定める必要があると、これはやはりちょっと協議していただきたいと思います。そのタイミングですね、どこで自由討議をどういうふうなタイミングでやればいいのか、その辺を多分言われてるのではないかなと思いますけども、そこ協議をお願いしたいと思います。

○委員長（饗庭敦子委員）

では皆さんその具体的な実施方法っていうところで、御意見ををお願いしたいと思います。議長。

○議長（内村博法議員）

この前視察に行きましたよね、その時に、ちょっと市の名前忘れちゃったけども、そこで、この議員間討議のね、具体的な手続、流れとか、そういうのがありました。だからああいうのをやっぱり作って、実際に、実施していかないと、これ絵に書いた餅になるからですね、やっぱり実施要領を作らないといかんと思うんですよ。やるからにやっぱり実施要領を作らないといけない。やらないならあれなんですけどね。やるっていう前提で、皆さん思っておられるんでね、やるんだったらもう実施要領作っても即実施という形で、したいなどは思って、これを実施要領を作ってくださいという、記入をいたしました。

○委員長（饗庭敦子委員）

今実施要領をとということでしたが、みなさんいかがでしょうか。それと、各常任委員会の委員長さんもいらっしゃるようですので、委員会で進めていくかなというふうに思っておりますので、そのあたりで御意見をいただければ。

○委員（喜々津英世委員）

基本的に、二つの方法が、考えられるわけですね。一つは、議案書等を受け取って、まず、議会が開会される前に、それを読み込んで、それぞれの議案での、いろいろ疑問

点問題点、そういったものがあれば、そういったものについて、まず、委員会の開催前に、それぞれ意見を出し合うと、元々はそれをイメージしておったんです。それともう一つは、委員会審査に入ってから、論点争点が、いろいろこれは、自由討議に移して、それぞれ、論点、争点を浮き彫りにしたほうがいいぞと、そういう問題があれば、委員会を休憩して、自由討議に入っていくと、そういうやり方があるわけです。河野委員長とも、実施しましょうかと言ってるけど、結局、私たち、休憩をとって、それに近い事はあったんですけども、自由討議というか、きちっと只今から自由討議に入りますという形で、やったことじゃないもんですから、ある程度、ここらへんも、やるに当たっては、基準といいますかね、やり方、こういったものを明確にしておく必要がありはしないかなという思いは持ってます。まだ具体的に、自分の中では、こういう風にせんばというものはありませんけれども、そういう思いしております。

○委員長（饗庭敦子委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

はい。今喜々津委員長が言われた、状況だと思うんですね、改選前の文教厚生常任委員会があったときには自由討議って言っていいかわからないですけども、議案に基づいて、それぞれが、議員だけで学習するという形をやった経緯があるんですけどね、自由討議にはなっていないかもしれませんが、ある一面、自由にいろんな議論ができた、というふうな、ことはあったんですけど、自由討議かと言われるとそうではないと思うんですよね。ですから、確かに実施方法が決まれば、実施方法を定めてしまえば、必ずできる状況になると思うんですけども、西海市がですね、議案の審査が終わった後に必ず、本会議でもだったと思うんですけども、議長が今から自由討議に入りますと宣言して、自由討議がありませんかというふうに促して、無ければ無かったで今度討論に入るというふうに、もう必然的に自由討議をするというふうな、議会の進め方をしてるみたいなんですよね。場合によってはそれでも可能なのかなというふうな気がするんですけど、今現段階でそこをいきなり始めても、形上の、何かそういうので終わってしまいそうな気がしますし、もっとやっぱりこの、これも、その各議員の姿勢だと思うんですよね、自由討議して議論をしていこうというふうなところが、まだそこまで、ちょっと到達してないところがやっぱりあるのかなと思うんで、ちょっと、どうすれば積極的にできるかっていうのはやっぱり研究していく必要があるなというふうに思いますね。以上です。

○委員長（饗庭敦子委員）

自由討議進めていくというのは皆さん同じかと思うんですが、具体的なところというところで要綱を定めてはどうかという御意見ですけど、委員会の中でですね、今後、実施していくに当たっても、どのように進めていくかっていうところはあるかと思いますが、要綱に関しては、どうでしょうか、定めたほうがいいのか、委員会で、実施して

て、定めたほうがいいのかそのあたりはいかがですか。喜々津委員。

○委員（喜々津英世委員）

要綱、やり方を含めて要綱ということなるのだろうと思います。例えば、執行側も同席した上でやるのか、あるいは先ほど河野委員長は言われた、議員だけでやるという方法、こういったものもひっくるめて、研究していくということにしておいたほうが良からうと思います。

○委員長（饗庭敦子委員）

はい。では条例としてはこのままでという形で要綱も含めてちょっと、どのように進めるかですね、進め方を検討していくということによろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

はい、では12条は先ほど下に13条の議員研修の充実というところで、充実しているというのが63%と、取り組んでいないというのが多分充実していないということでしょうから、31%あります。その中で、そうですね、研修に関しては、浦川議員から、今の行政視察はどうかという御意見があるので、ここで皆さんの御意見をいただきたいと思います。安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

はい、ここで浦川議員が上げてる視察は何の視察なんですかね、ちょっと私、まだ浦川さん一回しか行かれてないということで、ある程度分かるんですけど、あくまでもこれは浦川さんが参加した視察で、多分私達、前のこと言ったらなんですけど、一番最初の私が入った時の総務委員会は、1泊2日で4カ所ぐらい行ったり、3カ所ですかね、その時その時の状況に合わせて、2泊3日で、6カ所ぐらい行った時もありましたよね。だからそれぞれの委員会の委員長さんなり委員さんの、総意の上で決定されていることだと思うので、もうこれもそれこそ、それぞれの委員会の運用仕方の問題じゃないかなと思うんですね。だから、条文を私は全くいじる必要はないので、あくまでもそれぞれの委員会の判断、ここあたりはもう議長の方から、各委員長なり議員に、そういった視察の大切さと、税金を使って行っているということの重大さをきちっと認識させるのが大事なことじゃないかなと思います。今の予算のあり方、ちょっと私詳しくわからないんですけども、以上です。

○委員長（饗庭敦子委員）

課長。

○議事課長（中山庄治君）

浦川議員が行ったのは広報広聴の常任委員会の視察研修で、この時に、1日2時間3日間で6時間というのは、視察地の都合によりまして、1日目が神奈川県の上野原に来まして、その次が、寄居町だったですかね、栃木県、視察地の関係で1日1カ所しかどうしてもですね、行程上見れないということで、このように、1日2時間の3カ所しか、とれなかったということで、あえて、広報広聴委員会の方で、三つにしましよとかと

いうことで、したものじゃなくて相手の都合に合わせて結果的にこうなったものだと思います。多分3カ所というのは効率が悪い、1日2時間で6時間というのは、かける3でなってると思うんですけど、そういう事情があってこのようになっております。以上です。

○委員長（饗庭敦子委員）

そうですね、仰るように委員会の運用の仕方にかかってくるかなと思いますので、条文としてはそのままですと、ただその、行政視察自体に必要性があるか疑問があるっていう、個人の考えではございますでしょうけど、そういう考えもあるということでしょうかね、はい、喜々津委員。

○委員（喜々津英世委員）

ただ、これについては、例えば所管事務調査というのは議員に与えられた、一つの権利の行使であるわけですね。だからある意味、理論武装して、必要に応じて、必要な人が必要な課題があったときに必要であると考えた議員が、必要であると考えた議員だけでやっていいんですよという、そういうことはなかろうと。委員会なりなんんりの総意で、必要があると決めたわけですからね。ですから、少しやっぱりそういう意味で、誤解もあるようだし、理論武装をきちっとしておく必要がありはしないかと。今これをどうこうじゃなくて、事務局交えて委員長副委員長あたりでそこら辺を協議してもらえれば。

○委員長（饗庭敦子委員）

課長。

○議事課長（中山庄治君）

この浦川議員の解釈は、あくまでも、常任委員会の視察研修の件で、13条の議員研修の充実っていうのは、例えば、年1回講師を呼んでやってる議運とか、常任委員会とは別物の条項ではないんですかね、ちょっと確認ですが、そうですね。それも含めてでしょうか、そこら辺ちょっと確認をしたらいいかなと思います。

○委員長（饗庭敦子委員）

この第13条は、議員の能力向上のために行う研修等について定めたものですから、全部含まれるのではないのでしょうかね、もともとつくったときの趣旨からいくとですね。一回行ってみてこういう、感想があったということではあるのかなと思うんですが、研修の必要性と、その資質向上のためっていうところを理論武装したほうがいと喜々津委員は仰ってるのかと思うんですけども、そのあたり、認識の違いというものもね、あるのかなと思うんですよね。そのあたりを学んでいただくと言うとあれですけど、議員としての役割の中で考えていただいてもいいのかなと思うんですが、理論武装としてはどんなふうに考えたらいいいんでしょうかね。西岡委員。

○副委員長（西岡克之委員）

喜々津委員の言われたのと、かぶると思うんですけども、委員会で所管事務調査をし

て、その調査研究っていう形で今、視察も兼ねて行ってますよね。それと、ここの13条の部分と、少しごっちゃになってるというか、そこを交通整理をするべきじゃないのかなというふうに思いますね。例えば、お隣の時津町では、新人議員に対して、一年に一回か二回、研修に行ける制度があるんですよね、選んで行っていいっていうことがあるんですよ、そういうのを、具体的に言えばですね、そういうのをこの13条の中でね、取り入れて、実はこういう制度もあるんだよみたいな形にした方がいいんじゃないかなと。どうしても、浦川議員は最初に委員会に行かれて、委員会の行政視察っていう形で行かれた分と、我々が普通行く所管事務調査とごっちゃになってるのかなっていう、察しがいたしますが。以上です。

○委員長（饗庭敦子委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

ほぼ同じなんですけれども、浦川議員がここで述べておられることがですよ、その必要性をまず認識して、そういう、能力を高める、資質を向上するという目的ということで、考え方としては今、大きなところでやってる政務活動費的な、例えば会派で取り組むようなことを多分念頭に、置かれて書かれてるのかなと思うんですね。浦川議員が言われてる視察のあり方と、委員会でやってるのは、委員会の中で協議して、まず必要性は当然委員会の中で議論して、こういう項目で行こう、ここではこういう項目を学ぼうというのは、委員会の中で合意して行かれてるんで、ただ行った先で当たり外れどうしてもあるんですよ、非常に勉強になったところもあれば、そうなかったなというのも正直、これはもう、行かないとなかなかわからない、逆に行った先でマイナスな勉強もあるんですよ、これはやらないほうがいいですよとか、行ってみたら若干ニュアンスが違ってたとか、それも含めて、今後取り入れることできるんで、委員会での視察と、政務活動費的なやつはちょっと、質が違うというかね、とらえ方が違うのかなという気がします。

○委員長（饗庭敦子委員）

しばらく休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（饗庭敦子委員）

委員会を再開いたします。13条でもう一つ、議会図書室というところで、私も書いてますけど、前から図書室が暗いのと使いづらいというのがあるので、場所は、今後検討していく必要があるかなというところですが、条文としてはですね、これでいいかと思うので、図書室の検討もしていくということによろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

では、その次の議員研修の充実化というところでは、堤委員からシーボルト大学との連携と、評論家による政策談話中心に、というのは町村議会の話かなと思うんですが、

いかがでしょうか。皆さんの御意見と、堤さんも補足があればどうぞ。御意見なければこれも条文はこれでいくということで、今後の研修に当たっては、ここの議会内でする分と町村議会でする分にもいろんな御意見が、あるかと思うので、それはその時の研修に当たって進めていくということでもよろしいですか。堤委員。申し訳ありません、シーボルト大学との連携なんですけれども、大津市議会視察に行ったときに大学との連携がありまして、長与町にはシーボルト大学があるということで、先日シーボルト大学のホームページを調べてどういう連携が、できるのかなというのを当たってみたら、いわゆる情報発信とか情報メディアの関係の学部があるというのが分かって、それなら長与町のいろんな福祉とか何とか、たしか福祉の、看護なんかもあるんですけども、それ以外で、例えば情報発信について有効な、議会としての情報発信を大学の専門的な知見も活用してですね、そういう、良い連携ができないのかなというのがあって、こういうふうな書き方をしたのと、それから、評論家というのは、これはちょっとここで書くのは適切だったか分からないんですけども、いわゆる、町村議会議員の研修で、たびたび参加する中で、非常に最近では有効な研修もあるんですけども、どうしても、テレビによく出てる評論家の方なんかの話で、これは果たして、我々が議員として聞いて、何か今後の議会活動に役立つかなと言われたときに、もう少し、先日その大学の先生に来てもらって、ポストイットを貼る、ああいう研修なら非常に役に立つんですけども、例えば、私はどここの大臣と仲が良くてとか、そういう話をされても、余りこう意味がないのかなと思うので、むしろ、講師を選定するに当たって、何かしら役に立つようなものに限っていいかね、できれば、そういうものにしてもらえればなという感想でした。

○委員長（饗庭敦子委員）

喜々津委員。

○委員（喜々津英世委員）

13条の、研修報告は全議員が作成するというのは、ここに書いてあったのかな、2項の後でも構わないんですけども。これは今実現をしてもらったですよ、ただ、実現はしたけども、議員によって非常に温度差がある。100度の人からマイナス10度とかそういう感じの、でも、基本的にですよ、あれは情報公開の対象ですよ、そうすると、ああいう視察研修、調査研修の報告書はあれでいいのか、これは少しやっぱり問題にせんばいかんとじゃないかなと。触らぬ神に祟りなし、敵にしとけば、その議員が、いろいろ批判される、非難されることは、それは構わんと思います。でも議会が、これでよかったんかという、そういう問題にもなってくる気がするんですよ。この前あれを見とって、本当にびっくりして、たった一行で、年4回開催頑張ってくださいとか、全くその、他人事のような、やり方が出とったですね。そういった意味では、逆に、あれを受け取った委員長、あるいは委員長からそれを受け取った議長、ここらへんが指導力を、発揮する必要がないのかなという、思いがしております。そこをまだ書いてなかったんですが、そういう思いで、全議員が報告という形にさせてもらいました。

○委員長（饗庭敦子委員）

いかがでしょうか。先日、研修報告は全協のとき配布されたので、皆さんもう御存じのことかと思いますが、やはり指導は私も必要かなと思ってるところですが、指導するというのは非常に、難しいのかと思いますが、議長の意見を伺いたいと思います。

○議長（内村博法議員）

今度いずれにしろ全議員協議会でこれを話すわけですよ。だから、先ほど喜々津委員が仰った、この作成の内容ですね、これも、やはり、書いたやつを住民が見られるわけだから、実際に私もこの前ちょっと述べたんだけど、公開すべきだと思う、ホームページに、こういうことをね、私自身は言ったわけですよ。だから公開するという前提に立てばもうこういうことは書けない、一行で書くとかね。本人も自覚するようになってくるんじゃないかなと思うんですよ。だから本当はもう、開かれた議会にするためには、全部、情報をね、ホームページに載せるべきじゃないかと思ってんですよ。その中でね、例えばおかしいところがあったら議長なり、委員長なりがね、指導して、これはもう当然のことですよ。しかし、最終的には、ホームページに記載すべきじゃないかなと、こう思ってるんですよ。この前もちょっと、誰かの、議員の中でね、あんまり悪口を書けないというね、のがあって、ちょっと載せるのは、今後の検討課題ということで終わったんですけども、行ってですね、良いところと悪いところと、あるんですよ、これはこれで、別に、悪ければ悪いように、書いてもらっても一向に構わないし、そこで、そういう批判が出てくれば、私が、議長が、批判が出ればですね、受けて立ちたいと思います、他自治体から言われたらですね。そういうこともね、僕は考えているんですけども、このあたりがね、やっぱり情報の公開ということで、最終的に、やったほうがいいのではないかとこう思ってます。異論が皆さんあるかもしれませんが、あえて私の意見を聞かれれば、そういうことでございます。

○委員長（饗庭敦子委員）

情報公開も関係するかと思うんですけども、情報公開の前にですね、今言われたのは指導が必要ではないかということなので、それを議長、委員長・議長しかいないからですね、どうかというところを聞いたかったので、情報公開自体は前回は話し合ったと思うので、また、機会があれば進めていきたいというところなんです、その前にですね、今回これをするに当たって、全協で個別に言うわけではございませんので、全協でこうなりましたという報告をすることになるかなと思うんですよ。そうしたときにはやはり個人的な指導が必要なものか、それをもう良しとするものかっていうのは議長にも、考えていただくしかないのかなと思ってるんですけど、そのあたりはいかがでしょう。議長。

○議長（内村博法議員）

一般質問でもね、ちょっと別な話なんですけれども、一般質問でも、悪いところは、事務局でもね、訂正してもらってるんですよ、内容をね。同じような要領でね、やって

いけますんで、それはそれで良いと思いますよ。ただ全員協議会ではね、やはりこの、出張報告は、この視察報告書はね、やはり、住民から求められればね、閲覧できると、そこまでは一応決めたわけですから、閲覧できるような内容にまではね、皆さん、頭に置いて書いてくださいよということは、一言言わないといけない。

○委員長（饗庭敦子委員）

しばらく休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（饗庭敦子委員）

はい、では、委員会を再開いたします。研修報告については、所見を記載することと、そこに不備が見られる場合は、委員長・議長の判断によって差し戻しをするということ、を全協で伝えたいと思います。では、14条に行ってよろしいですか。では14条の議会事務局というところで、最初のところは、安部議員の議会に見えるような形で取り組んでほしい、議員からの条例などが提出された際の補助の充実の強化、と出てるのと、安藤さんから、具体的にどう取り組むべきか、というところですが、皆さん御意見を伺いたいと思います。はい、喜々津委員。

○委員（喜々津英世委員）

あえて言わせてもらえば、基本的にやっぱり法務機能、特に議会基本条例とか、そういうものを作る段階で、私たちは議会事務局の職員のいろんな調査、能力、そういったものをですね、非常に借りました。助かりました。したがって、それを生かすように、議員側もやっぱりしかけていかんばいかん。だから、安部議員のここに書いとることも、やっぱりそういう考えがあればどんどん、事務局があり、法令、そういったものに対する、調査をしてくださいとかね、言えばできることですので。それともう一点は、これを作る段階でも、人事に関する議長の問題。どんどんやっぱり専門的機能を持った職員の育成せんばいかんと同時に、くらくら、逆に変えられても困るという問題もあるわけで、そういう意味で、議長が、やっぱり議会を代表して、首長と話をすることは必要じゃなかとかなというそういう思いで、1項2項は作ったつもりだったですね。以上です。

○委員長（饗庭敦子委員）

他に、御意見ありますか。今、作った趣旨を説明していただいたかと思いますが、よろしいですか。では、第2項のところ、議長は議会事務局の組織体制の整備を図るため必要に応じて町長と協議するものとする。これは今、喜々津委員からも出ましたけれども、やはり議会事務局と協力して、私たちがいろいろ今後政策提案も含めて進めていく場合に、やっぱりその法務機能とかですね、専門的などころが必要かと思うので、その分もしていただければという形で、この条文もこのままでいいかと思いますが、議長の検討する必要があるっていうのもありますが、このあたりはいかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

文字どおり、検討する必要があると感じております。以上です。

○委員長（饗庭敦子委員）

はい。では14条もこれでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

次に、15条っていうところで、広報広聴機能の充実、というところで、町民にわかりやすく周知する、これは取り組んでいるという中で、取り組んでないっていう方が今のところ0%なので、このまま進めたいと思いますがよろしいですか。はい。次の広報手段ですね。手段は今いろいろ使っていますが、確かに十分とは言えないと思いますので、ここも検討していく必要があるかと思いますが、条文的には何かつけ加えるものとかございますか。はい、ではこれも進めていくという形で、3番目は、もう常任委員会ができたので削除するというところでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

はい。では16条ということで、調査機関の設置っていうところでは、調査機関をおそらく設置してないと思うんですが、ここも取り組んでいるという方もいらっしゃるが、まだ設置はしたことがないと思います。なので今後、要綱を定める必要があるというところでは、要綱も必要かなと思います。皆さんいかがでしょうか。西岡委員。

○副委員長（西岡克之委員）

これはですよ、ここで、例えば、条文の通りいくか条文を整理するか分かりませんが、定めても、調査っていう形は、委員会とかには調査権はないわけですよ。全員協議会にも調査権はないので、法的に認められてる調査権というのをどういうふうに捉えるかっていうのも必要になってくるんじゃないですか。単なる調べるだけの調査に終わるのか、それともそれより奥に入っていく調査っていうふうにとらえるのかそこでちょっと違ってくるんじゃないかなと思います。以上です。

○委員長（饗庭敦子委員）

しばらく休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（饗庭敦子委員）

では委員会を再開します。調査機関の設置は100条の2に基づいて、できるということで理解して進めていきたいと思います。条文についてはよろしいですか。

（「異議なし」の声あり）

では次の17条で政治倫理条例っていうところで、これは取り組んでいるっていうところですので、ここで喜々津委員の意見で再検討すべきというところがありますが、これを御説明をいただければと思います。喜々津委員。

○委員（喜々津英世委員）

これを書いたのはですね、安藤議員が委員長として、骨を折ってくれていろいろ準備をしようとしたけれども、最終的には、骨抜きに近いような形で、この条例に落ちついたわ

けですね。やっぱりもう少し、これを見直すべきじゃないかと思ったのは、議員が、例えば、この前一般質問でもあったように議員が、役場の職員に対していろいろ要請に来たとか、こういったものが、圧力ととられて、そういったものを公表するという話もあったしね。私はあれは逆に議員の、議員活動を、逆に言えば、狭めることにもつながるという、地区のことで、良かれと思って相談しに行ったところが、それが圧力をかけられてどうのこうのとかね、そういうのはまあ、ないかもしれんけども、そういった意味では、今度は議会、執行側が、そういう議員から、議員の身分を利用して、いろいろ圧力を、ここに反すると、倫理基準に反するような事があったときに、議長に対して、執行側から報告書を提出をさせるとか、そういった部分が、ちょっと抜けておるといふ気がしたんですよ。従って、見直しが必要ではないかというふうには私は書いたんですね。まだ具体的にそのどうこうじゃなかったんですけども、そういう状況でした。

○委員長（饗庭敦子委員）

ほかに御意見はございませんか。課長。

○議事課長（中山庄治君）

基本条例についての条文の話からちょっとそれますが、倫理条例のですね、条項の、委任という第8条の中に、この条例の規則に関し必要な事項は、規則で定めるということが書いてあるんですが、これいろいろ調べてみますと、規則を公布できるのは、町長だけなので、ここは、後の議題になろうかと思えますけど、別に定めるとか、規則以外の文言で訂正する必要があるんじゃないかなと思えます。後の議題になると思えますけど。以上です。

○委員長（饗庭敦子委員）

議長。

○議長（内村博法議員）

規則に定めるっていうのはですね、この前喜々津委員が指摘してた、コメントとして入れてたんですけどね、これが抜けてるんですよ、この中には。それを入れとったんですけども、まさに今課長が言われた、そこのところをね、見直す必要があるのではないかなと思えます。

○委員長（饗庭敦子委員）

喜々津委員。

○委員（喜々津英世委員）

6月11日の第3回の議会運営委員会だったろうと思うんですが、政治倫理条例8条の規則で定めるは、できないと、別に定めるとすると、決定というふうにしていただけども、この前の議会では何もしなかったのかな。

○委員長（饗庭敦子委員）

今の政治倫理条例の分は、前回行っておりませんので、次回議題に上げて、次回の定例会前に決定したいと思えます。今仰っている政治倫理条例は、再検討すべきというの

は政治倫理条例を再検討すべきということで、ここに掲げてある基本条例の中のこの文章は、もうこれでいいということでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

政治倫理条例については、今の規則のところは、次のときに上げたいと思いますので、よろしいでしょうか。はい、課長。

○議事課長（中山庄治君）

先ほど、すいません、説明不足で、16条のですね、学識経験を有するもので構成する調査機関を設置することができるということではありますが、100条の2は、地方公共団体の事務に関する調査のために必要な専門的事項にかかわる調査を、学識経験を有する者にさせることができるということで、機関を設けることができるということではないですね、調査していただいて、そこに、議会で調査機関を作るとか、そういうのは、基本条例ではできるのかなと思うので、この100条の2の、学識経験者の方に、そこに入れてもらうというのは、100条の2を使ってですね、調査をしていただいて、100条の2を生かして調査をさせていただいて、基本条例の16条にある、調査期間中で、調査結果を述べてもらうというのは可能だと思います。直接、調査機関ができるという100条の2の条文ではなかったのですね。調査をさせることができるという条文だけです。100条の2はですね。すいません、ちょっと説明不足でございました。調査機関は、作るというのは、100条にはございません。以上です。

○委員長（饗庭敦子委員）

では議員定数のところは、よろしいですかね。

（「異議なし」の声あり）

はい。議員報酬も、議員報酬条例に基づいてということなので、よろしいですかね。

（「異議なし」の声あり）

はい。次の20条の災害対応について、というところなんですけれども、体制の再確認をというのと充実が必要だということですが、この条文的にはこれでよろしいですかね。

（「異議なし」の声あり）

次の2が、議会や災害の緊急事態が発生し、長与町災害対策本部が設置されたときは別に定める要領により活動を行うものとするというところで、私は議会BCPも検討はしていくけども今のところすぐということではないので、この条文でいいかと思いますが、喜々津委員の要領は見直した方がいいということですのでよね。はい。なので条文的には、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

はい。次の見直し手続に行ってよろしいですか。21条の見直し手続で、ここで条例を改正するというのは多分、私が入れたんだと思うんですか。この一般選挙を終えた時にも、見直しをするというのを入れておいた方がいいのではないかとこのところここに

条文加えてはどうかという提案をしておりますが、いかがでしょうか。喜々津委員。

○委員（喜々津英世委員）

基本的に一般選挙を経た後見直しをという意味は分からんわけじゃなかですけども、一般選挙が終わった後、4年間、この中で見直しをするというのは別に一般選挙を入れんでも、この条文で事足りる。私はそういうふうに思いますけど。ただ一般選挙を経た後、すぐ研修会をせんばいかんというものについては、前の方で謳ってありましたよね。それと同時に見直しもせんばいかんというのはちょっと意味が違うし、この条文をそのまま当てはめても十分対応できると、私のそう思います。以上です。

○委員長（饗庭敦子委員）

他にございませんか。仰るように、確かにそのままの条文でもできないことはないけど、一般選挙終わったら、必ず見直しましょうねっていう、強調したことで多分、書いたような、ちょっと前に考えたのであれですけど。と思うので、そのままでもいいという方が多くもあるので、この見直し手続のところはそのままこの条例でいいということによろしいでしょうかね。

（「異議なし」の声あり）

はい。では、次の2は、改正するに当たっては、本会議において、理由を説明しなければならぬということで、これは、このままいいかと思いますが、よろしいですか。

（「異議なし」の声あり）

はい。以上で、見直し終わりますけれども、その他の意見で議長からの御意見がございますが、これについてはいかがでしょうか。議長。

○議長（内村博法議員）

書いてある通りですね。それでですね、やはり、開かれた議会とかいろいろこの前文でも謳われてるしですね、やっぱり、それを、議会や議員の活動内容をですね、十分にわかりやすく発信するということが必要と考えております。今、やはりですね、議会に対する不信っていうのがやっぱり、議会の活動を知らないという人たちがいるのがやっぱり、根底にあるわけですね。また知ろうともしないという方も、実際におられることは事実なんですね。だからそれをいかにして、議会の方に引きつけるかということ、になるわけですけども、やっぱりその手段としてのやっぱり、住民とのですね、やはり利害関係がないのも一つ大きな原因だと思うんですね。だから、身近な問題、例えば、図書館建設とかですね、住民にとって非常に切実な問題とか、こういった問題をね、やっぱり議会報告会とか、それから、住民懇談会とかですね、そういうのをやっぱり取り上げていったら、住民も関心を持つであろうし、そしてまたさらにですね、その他にですねやっぱり質の高い内容をですね、配信していくということも必要でないかなと思います。そうでないと、やっぱり、傍聴者も増えないしですね。議会報告者の参加者も増えないということになるわけですね。そのあたりをやっぱり工夫していくということが大事じゃないかなと思います。①についてはそういう意味で、書いております。それか

ら②はですね、ずっと前に、定数削減のときにですね、住民へのアンケートをとったんですよ、皆さん御存じと思うんですけどね。その後ですねやっぱりこの同じようなやっぱりアンケートをとって、住民がどういうふう考えてるか、もうあれから何年もたってますからね、とる必要があるんじゃないかなと思うんですよ。今は、住民がどのように考えてるか、議会に対してですね。そういうアンケートもとって、一つ検証するいうのも必要でないかなということで②を上げております。

○委員長（饗庭敦子委員）

今の御説明に皆さんからの御意見はございませんか。喜々津委員。

○委員（喜々津英世委員）

今、多分議長の話聞いとると、この議会基本条例に関するアンケートということではなかったというふうに、それでいいんですかね。

○委員長（饗庭敦子委員）

基本条例に関するアンケートではないということですので、このアンケートに関しては、どんなの目的で何をするかっていうのが必要になってくるかなと思うんですね。だから議会運営委員会ですべきアンケートなのか、どこでとるべきアンケートなのかちょっと漠然として、見ないところがございますので、今後の議会運営委員会の中で必要な時に、アンケートが必要かどうかというところも含めて検討していきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

はい、ではこの検証はこれで終わりたいと思うんですがこの検証の結果を、はい、それではこの結果を全協で報告するに当たって、どんな形でするかというので、強打した資料を基に報告するという形でよろしいですかね。あと条文変更のとこだけ、明記して、抜粋してやると。このアンケート結果はどうでしょうか。皆さんにせっかく書いていただいたので自分の分がどのあたりになるかというのものもあるでしょうから、これは添付して今日条例を改正する分と、いろんな問題点があった分は別に作成して抜粋という形で報告したいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

では3時までなのでこのまま続けてもよろしいでしょうか。はい。では次のタブレット導入についてというところなんですけれども、前回研修に行った時に皆さんの報告書をいただいて、タブレットを導入した方がいいっていうのと、今しばらく検討が必要と色々な御意見があったかと思うんですが、このタブレット導入に向けて、基本的に持ち込みが可というところから進めていってはどうかと思うんですけれども、そのあたりで、皆さんの御意見をいただければと思います。安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

はい、河野委員がおっしゃってたのかな、こないだ視察した宝塚市とかみたいな形にいきなりするのは無理だと思うんですよ。だから、最終的にああいったのを目指して

いきたいなと思うんですけども、現状の、今できることをからっていうことを考えると、自分の手持ちのものを持ち込める、持ち込んでいい、今も厳密に言えば、携帯電話、スマートフォン、電子手帳も厳密に言えば多分だめなのかなと思うんだけど実際は皆さん手元に置いていらっしゃるよ。ですので、それを、オープンにできるようにする。そういった形からスタートしてはいかがかなと思います。

○委員長（饗庭敦子委員）

他いかがでしょうか。今御意見が出ましたように、スマートフォンも今、持ち込みされている状況ではありますけれども、これで、タブレットを含めて電子機器と言っているのかよくわからないんですけど、タブレット、スマホ、情報を得るものに関しては、個人のものを持ち込み可としていきたいというところで、進めていってよろしいでしょうか。はい、しばらく休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（饗庭敦子委員）

はい、委員会を再開します。タブレット導入については、個人の持っているのを、導入に向けて、進めていくというところで、ちょっとその、デメリットのところもですね、こういうところが問題だっているのを上げて、進めていって、試験的導入という形でですね、していきたいと思っておりますけれども、タブレット導入という、問題については導入ということだけでなく、タブレット電子機器の持ち込みというところで、進めていくということで、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

はい。では次にその一般質問についてというところで、ちょっと今日はもう時間がないんですけども前回出た質問の時間で、議員と答弁とどっちがっているのを計っていただいたので、その結果を報告いただいて、その後の課題はちょっとまた次にしたいと思っておりますので報告をお願いします。ちょっと時間がかかるので次の、情報公開については今日議会基本条例の中でもやっぱり情報についてはかなり公開に向けてやるのが、たくさんあるかなというふうに思っているのと、公開できた分もね、あるかと思うんですね。それをちょっと、詳細に資料をつくってから次回またこれも検討したいというふうに思います。そして、その他のところで、先に皆さんから何か御意見があればその点を、先にしたいと思っておりますけれどもいかがでしょうか。河野委員。

○委員（河野龍二委員）

ここで確認した方がいいと思うんですけども、今常任委員会の委員会報告をですよ、それぞれ、所管の常任委員には、委員長がつくったのを渡してますよね。これも、全議員にそれぞれ渡すというふうな形にしていったらどうかと、ちょっと思っています。その方が非常に説明してる中身もわかりやすいと思うし、公開のですね、準備資料にもなると思うんですね。ちょっとそれはそういうふうに進めていったらどうかというふうに思っています。それぞれ、喜々津委員長が始めたもんですから私も、今度の議会

から委員の皆さんには報告書をお渡ししたんですけども、それもちょっと、ちゃんとした、形式化したほうがいいかなというふうに思いますので、検討していただければと思います。以上です。常任委員長の委員会報告について、ペーパーで全議員に渡したらどうかっていうのとそれを書式化するということですかね、提案されましたけれども、みなさんいかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

では異議なしということですので、報告書は、全議員に配布すると。書式については、両委員長で話し合っただけであれば、良いかなって思いますので、よろしく願いしたいと思います。では課長お願いします。

○議事課長（中山庄治君）

それでは、一般質問の時間を発表いたします。データは27年6月定例会の一般質問時で、残念なことに、喜々津委員の分はございませんので御了承ください。まず、饗庭委員長。1時間のうち、饗庭委員長の発言時間は22分5秒です。22分5秒、37%。次、すみません、26年12月があります。議長です。27分43秒、約45%。次、河野議員。トップです。39分35秒。65%これが6月議会ですね。安藤議員。これが27年6月議会。26分46秒。54%、最後になります。西岡議員。29分46秒。約50%で、堤議員の分、調査物件ございません。調べさせて堤議員には、後程報告します。

○委員長（饗庭敦子委員）

先日皆さん質問の時間がどのくらいかっていうことで、一般質問の研修を受けた時にですね、30分ずつぐらいがいいのではないかとということで、傾向として、調べていただいたんですが、ほぼ30分以内という形、河野さん以外、これをどうするかっていうのは時間だけの問題ではないかと思っておりますので、それも含めて一般質問について、先ほどありました通告書の問題もですね、あるので、次回、ここも進めていきたいというふうに思いますので、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

次の日程はですね、10月20日の火曜日は、いかがでしょうか。しばらく休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（饗庭敦子委員）

はい、では委員会は再開いたします。次回は10月30日の特別委員会終了後に行いますので、それぞれ皆さん方、意見を考えていただければというふうに思います。それでは今日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

委員長